

第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月14日

平成28年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年12月14日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成28年12月14日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成28年12月14日 午後3時34分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	宮 平 喜 文	5 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	野 崎 進
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美	総務・福祉課参事	大 城 忍
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	垣 花 健		
	産 業 振 興 課 長	中 村 悟		
	会 計 課 長	宮 平 壮一郎		

平成28年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成28年12月14日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第43号～議案第51号まで）
7	議案第43号	専決処分の承認について（平成28年度座間味村一般会計補正予算（第5号））
8	議案第44号	座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について
9	議案第45号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
10	議案第46号	座間味村多用途住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
11	議案第47号	工事請負契約について
12	議案第48号	過疎地域自立促進計画の変更について
13	議案第49号	平成28年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について
14	議案第50号	平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
15	議案第51号	平成28年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
16	発議第9号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成28年第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 宮平喜文議員及び5番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成28年9月29日～平成28年12月14日

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 10月 1日 | 阿嘉小中学校運動会 |
| 10月11日 | 沖縄県離島振興市町村議会議長会 平成27年度決算監査（自治会館） |
| 10月12日 | 沖縄県町村議会議長会定期総会（自治会館） |
| 10月13日 | 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会及び交流会（糸満市） |
| 10月14日 | 沖縄県離島振興市町村議会議長会臨時総会（自治会館） |
| 10月17日 | 南部広域行政組合（三清掃組合の統合に向けた説明会）役場会議室 |
| 10月18日 | 例月出納検査（航路事業特別会計） |
| 10月19日 | 例月出納検査（航路事業特別会計） |
| 10月21日 | 沖縄県町村議会事務局長連絡会議（サザンプラザ海邦） |
| 10月22日 | 村民運動会 |
| 10月25日 | 例月出納検査（一般会計・特別会計） |
| 10月26日 | 南部広域行政組合議会定例会（南部総合福祉センター） |
| 11月 1日 | フェリーざまみ3就航記念式典・祝賀会 |
| 11月 7日 | 南部地区市町村議会議長会臨時総会（サザンプラザ海邦） |
| 11月 8日 | 第35回離島振興市町村議会議長全国大会（東京 都市センターホテル） |
| 11月 9日 | 第60回町村議会議長全国大会（NHKホール） |
| 11月10日 | 南部地区市町村議会議長会行政視察研修（神奈川県・寒川町・箱根町） |
| 11月17日 | 沖縄県町村議会広報研修会（自治会館） |
| 11月18日 | 例月出納検査（航路事業特別会計） |
| 11月21日 | 例月出納検査（一般会計・特別会計） |
| 11月24日 | 沖縄県介護保険広域連合議会臨時会（介護保険広域連合会議室） |
| 11月24日 | 沖縄県町村監査委員研修会・臨時総会（自治会館） |

- 1 1 月 2 5 日 南部地区町村監査委員研修会（自治会館）
- 1 1 月 2 5 日 離島フェア2016開会式典
- 1 1 月 2 9 日 沖縄県町村議会事務局職員定期総会・研修会（伊是名村）
- 1 2 月 1 日 沖縄県町村議会議長会定例役員会（自治会館）
- 1 2 月 1 日 糸満市市制施行45周年記念式典（糸満市）
- 1 2 月 2 日 南部離島町村長議長連絡協議会臨時総会（自治会館）
- 1 2 月 7 日 全員協議会
- 1 2 月 1 4 日 平成28年第4回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうも一日よろしく願いをいたします。

それでは、平成28年第4回座間味村議会12月定例会行政報告でございます。お手元にお配りしている資料をごらんいただきたいと思っております。平成28年第3回座間味村議会定例会以降の主な事項についての行政報告でございます。詳細につきましては、お手元にお配りをした内容でございますので、説明を省かせていただきます。以上でございます。

行 政 報 告

平成28年12月14日

平成28年第3回座間味村議会定例会（平成28年9月28日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

- 平成28年 9月29日 総合事務局営繕課補佐表敬
- 30日 北那覇税務署新垣署長表敬
- 〃 海ヌウガン参加（座間味島3区）
- 10月 1日 阿嘉校運動会
- 2日 沖縄旅フェスタ
- 12日 南部市町村会 定例総会
- 〃 南部振興会 市町村長協議会
- 13日 大阪海遊館訪問
- 14日 満喫プロジェクト
- 〃 那覇港管理組合
- 16日 たきのぼり（座間味島）
- 17日 OISTロクサーユニット来訪
- 18日 商工会長来訪（ゆるキャラ活用要請）
- 20日 第2回離島ICT利活用促進検討委員会
- 22日 村民大運動会
- 25日 大同火災海上保険（株）車椅子寄贈（目録）

平成28年10月26日	世界のウチナーンチュ大会知事招宴
27日	沖縄県北京事務所下地氏来訪
〃	セーリング代表合宿視察
〃	世界のウチナーンチュ大会開会式
29日	体協野球大会
30日	フェリーざまみ3 トライアル 試乗会
11月 1日	フェリーざまみ3 就航式典・祝賀会
2日	内閣府渡部官房審議官視察（一括関連）
4日	沖縄県地域振興協議会 理事会
5日	座間味村特別展オープニング（大洗水族館）
8日	伊平屋村副村長他表敬
9日	JICA研修生14名（保健関係）村長表敬
11日	チャーターヘリ助成要望
〃	沖縄県町村会 定期総会
〃	地域振興対策協議会
〃	沖縄県後期高齢者医療広域連合
〃	県三役との懇談会
14日	渡辺観光大使面談
15日	ロクサーユニット ロクサー氏面談
16日	全国町村長大会（東京）
17日	菅官房長官への要請（国保財政関連）
〃	観光地所在町村協議会 理事会・総会
18日	簡易水道整備促進全国大会
〃	全国過疎地域自立促進連盟 定期総会
20日	阿嘉老人クラブ忘年会
24日	二一・ざまみ債権者説明会
〃	鏡原偕生園開所式
25日	離島フェア オープリング
〃	県との広域DMO関連意見交換会
〃	対米請求権事業協会 理事会
〃	セーリング代表合宿誘致活動
〃	離島フェア 関係者大交流会
26日	オリオンビーチクリーンあいさつ
〃	ファン感最終日
28日	ICTシンポ 事例紹介&パネラー
12月 1日	地方創生シンポジウム
〃	糸満市市制施行45周年記念式典
2日	南部離島協 総会
〃	那覇港管理組合副管理者面談
3日	NAHAマラソン開会式

平成28年12月 4日 NAHAマラソン
9日 離島海運振興株式会社 株主総会

○ 議長（宮里祐司）

これで行政報告を終わります。

日程第5. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

おはようございます。ことしも早12月の定例会となりました。繁忙期も国立公園化の効果もあつてか、入客数も伸び続き、順調な年であったかと思えます。また学校の新校舎や役場新庁舎、フェリーざまみ3の就航など、歴史に残る、そして思い出に残る1年ともなりました。来年も順調な年になりますよう、私自身もより力を入れて公務を遂行してまいりたいと思えます。

きょうは一般質問4点ございます。まずは1点目、以前から問題視されています放置船の件ですが、西側は小型船舶、東側には大型船舶の放置が目立ち、今後もそのままの状態にすることは環境美化の観点から大きな課題と言えます。また船を所有しているが、陸揚げするスペースがなくて困っている方もいらっしゃいます。ちゅら島づくり条例にも次のようにうたわれています。目的、第1条、村民の快適な生活環境を確保し、国立公園にふさわしい美しい村づくりを推進するため、本村事業者及び村民等が協力して、村内の環境美化の促進を図ることを目的とする。定義、第2条、第8条、第11条にも放置船について具体的に記載があります。検査を受けていない船舶もありますが、これは個人の大きな財産でもありますので、壊れて今後使わないのか、また今は使っていないけれども、今後、使う予定があるのかを慎重に判断して整備すべきだと思います。最近、この件について張り紙が掲示されておりますが、そこで反応がない場合など、今後どのような対策をとるか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おはようございます。それではお答えいたします。今、宮平議員がおっしゃったとおり、船舶は個人の大きな財産というふうに捉えております。基本的には財産処分は所有者みずからが処理することが基本であると認識しております。しかし、所有者が亡くなったり、所有者不明の船舶もあることから、座間味港利用に関しましては、座間味港を活用している皆様、そして県とも調整しながら放置船の整理にとどまらず、座間味港利用についても話し合いを開催する方向で検討しております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

完全に処理をするために費用もかかるようですので、明らかに壊れて使えそうにない船舶だけでも先に村有地で目立たない場所に移すなどして、とりあえずの策をとるのも一つの方法だと思いますので、ぜひ御検討ください。

続きまして、2点目の質問です。タブレットの導入についてですが、県内の議会でもICT機器導入率も高まっており、効果はペーパーレス化による経費削減のみならず、作業や配布の手間も省けます。さらに資料の更新や差し替え、文字の誤字脱字も瞬時に訂正が可能です。あと資料をクラウド上に置くことで、いつでもどこでも閲覧し、調査できることも容易となります。アプリによっては一般質問の際に、答弁者の話の

内容にあわせて、タブレットの画面を説明内容と同じものに表示させ、理解度がより深まるものと言われております。さらに事務局や議員同士の連絡も簡単に効率的になることや、資料の置き忘れ、紛失などのリスクの低減にもつながります。また聞いた、聞いてない、知らせた、知らせる時間がなかったなど、議員同士、または議員と行政間のトラブルも避けられると思われます。このようにさまざまな場面で効果が期待できます。今後、議員、執行部ともにタブレットは必要不可欠だと感じられますが、導入についてどうお考えか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

ただいまの宮平議員の御質問にお答えします。大変御提案ありがとうございます。経費の節減とか、事務の効率化を図る上では大変有効な手段だとは考えておりますけれども、現段階では導入の予定はございません。今後、導入の経費とか、他自治体の活用状況等を調査、検討していきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

ありがとうございます。ICTに関しては御承知のとおり、どんどん進化しております。我々が取り残されることがないように早目に導入をして、業務の効率化が図られればと思います。

続きまして、3点目の質問です。現在の組織体制についてです。人事の件も同様だと思いますが、村長、副村長ともに、この件についてはかなり頭を抱えることもあるかと思えます。私は行政現場で一緒に仕事をしていませんので、作業や業務の細かいところ、また職員間のコミュニケーションなどは把握できていません。本来なら細かく調査して聞いたりして、現場のこともある程度把握できてからの意見としたいところですが、今回は客観的な視点での質問となります。現在、教育委員会と議会事務局を除くと3つの課の組織体制となっておりますが、各課の管理職の負担や若手への教育体制は無理なく遂行されているかどうか、伺います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの宮平清志議員の御質問についてお答えさせていただきます。御質問のとおり、課を統合したことにより、課長の事務量や部下の数もふえ、負担が生じていることは認識しております。このことにより、住民サービスが低下することのないよう、課の再編についても検討しているところです。管理職候補の人材の育成に努めるとともに、若手職員の研修等により資質の向上が図られる環境をつくるとともに、メンタル面でのサポートも強化していく所存です。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

わかりました。今、副村長からもありましたが、業務とか、役割を遂行するのにふさわしい能力のある人材を早目に育てて、時間や精神的にもゆとりのある職場をつくって、それがそのまま村民の満足できる暮らしへ反映することを期待しています。

続きまして、4点目です。座間味幼稚園園舎及び座間味校教員宿舎の建設について。場所や時間などまとめて経過状況を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

おはようございます。宮平清志議員の質問にお答えします。座間味幼稚園及び教員宿舎は10月25日に業者と委託契約を結びました。11月にはボーリング調査を終わっており、学校側とも3回の調整会議を行いました。現在のところ基本設計に入っているところです。建築場所については、座間味幼稚園が給食センター前の遊具があるところに設置を予定しています。座間味教員宿舎が阿佐集落の昨年度公営住宅を建設した東側の空き地で予定しております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございます。引き続き対応をよろしく願いいたします。私から4点、以上です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

それでは、おはようございます。年の暮れ、あと残された2週間程度ですか、皆さん大変お疲れさまでございます。私のほうからは2点ほど、2点の中でも五、六点ぐらい質問をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず初めに、クボウ岳への道路及び遊歩道の整備について。現在、クボウ岳への道の整備について、何回か整備をした形跡がありますが、現在、道が陥没しているところもあり、車両等が通れない状況にありますが、今後、整備を行う計画があるか、伺いたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。クボウ岳の道路整備に関しましては、再度現場確認を行い、危険箇所等に関しましては修繕をしてまいりたいと思っております。大がかりなものになるのであれば、また再度調査を行っていきたく思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

この現場を見てほしいと思っております。この道は毎年の御嶽のぼり等の神行事には欠かせない道であり、ぜひ現場を見て検討してほしいと思っております。あわせて、過疎地域総合整備計画とかがありますよね、そういうものにも組み入れて、ぜひ検討をしてほしいと思っております。よろしくをお願いします。以上です。

では続きまして、2点目、これまでの質問等の確認についてですけれども、1番目に車両の放置、2番目に危険空き家の措置、3点目、道路の陥没等、4点目、下水処理場のフェンス措置、5点目、その他について、これまで要望、質問してきましたけれども、今見たところ何一つ進展がないように見えますけれども、一つずつ報告してほしいと思っております。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

それでは車両の放置についてお答えいたします。車両の放置についてですが、車両に限らず廃棄物を漁港内に投棄すること自体は禁止されております。所有者はみずから処理することが基本であり、所有者が判明している車両については、村から再三処分するよう文書による通告及び電話、面談により指導しておりますが、いまだ解決に至っていません。それから県の所管部署からも再三にわたり勧告をしていますが、そこもまだ解決していない状況にあります。今後とも沖縄県と連携を図り、継続し、所有者へ処理するよう強く指導してまいります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

この車両放置、車両放置ではなくて、多分台車等もあると思います。前からこういうふうな質問をしてきていますので、全く進展がないということを行いました。ことし、また来年度に向けて新しい正月を迎えます。本当にみっともないんです。何とか座間味村にも顧問弁護士とか、そういう方々もいるし、いろいろと前向きに県とも、県の漁港漁場課ですか、そういうのもありますので、この正月をこのままで迎えるということは本当に観光立村として、またちゅら島づくり条例もできて2年になります。そういう形で、何かの形で仮置きでもいいから、先ほど言ったように、弁護士も立ててもいいですので、何らかの形でこれを片づけて、処理してほしいと思いますけれども、いかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほどもお答えしたとおり、所有者が判明している車両については、村からも再三処分するよう文書、通告、電話、面談等で指導しており、また県からも再三にわたり勧告しております。それを継続的に続けていきたいと思います。今、中村議員がおっしゃるとおり、弁護士等とも相談してみたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。よろしく願います。続きまして、危険空き家の措置、これは9月に予算措置をして160万円組んでいます。いまだやっていないんですけれども、これは業者とか、いろいろ問題があつてのことなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

御質問の件につきましては、既に予算措置をしておりますが、今、地元の業者さんとちょっと調整中です。なるべく早い時期に対応していきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

せっかく組んでいる予算です。また来年流すわけにもいきません。本当に誠意をもってやってほしいと思いますので、よろしく願います。

続きまして、3点目に道路の陥没等、これは阿嘉島の阿嘉ビーチ、アカビーチというんでしょうか、そこは前にも質問をしたけれども、前の質問の中では課長のほうからは台風などが来たときに…。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

今の道路の陥没についてなんですけれども、前から見ているんですけれども、現在、厚みが25センチ、幅が3メートル、長さが5メートル、深さが約2メートル陥没している状況にあります。本当に危険な箇所でもありますので、これも予算措置をしてやってほしい。ことしは無理なのかわかりませんが、できれば年度でやってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。その前に先ほど弁護士と言ったんですけれども、所管するところが沖縄県ですので、沖縄県に強く働きかけていきたいと思えます。弁護士ということは訂正したいと思えます。

今の陥没についてですが、村道真謝線は平成16年に認定を受けている道路であります。村道となっております。村道の保護する護岸の陥没の箇所は現場確認し、危険防止のためカラーコーンを設置しております。利用者の安全を確保している状況にあります。整備費用が高額なため、県補助金等を活用したく関係機関と調整してまいりましたが、対象となる補助事業等がなく、現在に至っております。陥没箇所を再度調査し、早急に整備に向けて検討してまいりたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。それでも現場が危険な状況であります。コンクリートのあれでちゃんとした囲いをしてもらって、車と大型車両が通れば一発で終わりです。多分運転手も大きな事故につながると思えますので、早目に検討してほしいと思えます。以上です。

あと4番目に、下水処理場のフェンス措置、これも以前に要望に出していますが、いまだ現在そのままなされていません。どのような措置をしてやる予定なのか、再度伺いたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

下水処理場のフェンスについてですが、適切な管理が必要であると認識をしております。早急に設置に向けて予算措置をしているところであります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

その他という中でも入っていますけれども、下水道の接続状況、これは接続率が何パーセントではなくて、現在、民宿、事業所等の接続がまだなされていません。これも前から質問に出していますけれども、まだ進

展がない。これは何件か大口があります。住民から苦情が出てくるのは、私たちちゃんとした料金関係は払って、年間何百万円という形で払っているけれども、接続していない人たちは放置して下水に垂れ流しして、このような状況でいいのかという質問もよくあります。ですからパンフレットとか、こういうものをもって、今なんかプロジェクトチームというものもあります。そういうのはみんなで行って接続を促すとか、そういう形をとって何らかの形で接続をさせてほしいと思いますけれども、いかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

接続に関しましてはおっしゃるとおり、100%という形が好ましいと思います。今、中村議員が指摘したとおり、我々も1件でも多く接続できるように働きかけていきたいと思っています。御指導ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

私たちもいい酒が飲めるように、ぜひいい形で検討して、それをやっていってほしいと思います。私からは以上で終わりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

皆様おはようございます。ことしは本当に忙しい1年でした。フェリーざまみの新造船から新庁舎まで、皆さん本当にお疲れさまでした。早速ですが、私の質問に入らせていただきます。1、老朽化した校舎についてです。阿嘉小中学校校舎について、現在使用されている職員室、教室などの腐食について危険な状態がかなり目立つんですけれども、それに対して教育長、今後どういうふうになされるのか、質問させていただきます。お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

垣花太郎議員の質問にお答えします。確かに阿嘉小中学校の校舎は外壁のコンクリートが崩れたり、そして玄関入口、そして職員室、トイレ等のドアも閉まらなくなっていることは知っています。また危険だともわかっています。職員室がある校舎は昭和55年に建てられたもので、もう築36年経過しており、老朽化しております。今年度、既に耐力度調査に着手しております。来年度、平成29年度には実施設計、次の年に校舎を改築する計画をしています。児童生徒、教職員には不便をかけていますが、今後も校舎の維持管理、補修に努めていきたいと考えています。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

平成29年度、新庁舎を建てるまでに学生がその下を行き来していますので、その辺の対策をぜひ強化してもらいたいと思うんですけれども、その辺についてどういう形、どういうふう考えているか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

学校と調整して、もう既に業者と見積もりをとり、新年度予算に反映させたいと考えています。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

できれば早目をお願いしたいと思います。これについては以上です。

2つ目です。津波避難について質問をしたいんですけども、10月8日に津波避難の訓練がありましたけれども、座間味村内で全員でどれぐらいの避難で集まったのか、その辺の人数を教えてくださいたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えいたします。11月5日に避難訓練を行いました。この日は津波防災の日と定められておりまして、これは全県下で行っているんですけども、本村においてもこの日に合わせて毎年避難訓練を実施しております。御質問のあります避難訓練における参加者ですけれども、村全体で937名の人口に対して209名の方が参加していただきました。率にして22.3%となっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

できれば最低50%ぐらいまで目標を立てて、ぜひ努力していただきたいと思います。これはどうしてそこまで言うかといいますと、今、熊本県のほうでも地震が起きています。その地震が頻繁にいまだに続いているわけです。その続いているのは、専門家から言わせると南海トラフの前兆ではないかと言われておりますので、もしそれが本物であれば、22%ではちょっと厳しいのではないかと。その辺をどんどんパーセンテージを上げられるような形で目標を立てていってやっていきたいと思うんですけども、ぜひお願いします。

あともう1つ、ちゅら島づくり条例についてです。先ほど宮平清志議員、中村 勇議員に放置車両とか、車の件についての話がいろいろ出ていたんですけども、まずそれを行政執行部のほうで多分パトロールの日を決めたはずなんです。その決めたパトロールの日が、私も再三こういう執行部のほうにもいつやるのかという話までも持っていったんですけども、ほとんど返事がない。私としては、その現場で村の執行部といろいろパトロールをしながら、相談をしながらという形で、どういう形でやっていくということを考えていたところなんですけれども、今放置車両とか、放置船とか、台車とか、その他いろんなのがあるんですけども、そういうのも今の段階ではまず相談ができない状態で、現場ですね、それをパトロールの日を確実に決めてほしいと思うんです。その辺についていかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

平成26年10月1日に施行されましたちゅら島づくり条例なんですけれども、10月1日が施行日でございますので、去年ですか、1年目ということで、たしか10月の初めごろにパトロールを行ったと思います。垣花太郎議員から御指摘のありますとおり、再三パトロールを促されたにもかかわらず、それを失念し

てしまったことに関してはおわびを申し上げたいと思います。今後、年度内に確実にパトロールを実施したいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。そういう日にちを決めたときには、この日にちを守っていただくように、今後ともぜひお願いします。

あと4番目に、フェリーざまみの件で台風、または繁忙期のクイーンの欠航のときに阿嘉島からのフェリーざまみの座席とか、そういう確保が困難になると思うんですけども、私、確認をしたんです。それを確認しましたら今現在、8名しか座れないところにしか確保されていないんです。この前、確認をとったら。以前もそういうトラブルがあったんですけども、この状態では8名しか座れない座席のところだけ確保されると、ちょっと厳しいのではないかと思います。また苦情が出ると思うんです。繁忙期にはどういう形をとるのか、その辺をちょっとよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。フェリーざまみ3の阿嘉・慶留間の住民の席の確保についてなんですけれども、前のフェリーでは座間味から出航時にはじゅうたん席を線で区切って阿嘉・慶留間専用の場所を確保しておりました。新造船フェリーざまみ3につきましては、大型化に伴い1階座席、じゅうたん32席、椅子席88席を仕切りで、阿嘉入港時に仕切りを外して対応しているところであります。現在、お客様が少ないため、ほとんど仕切りはしておりませんが、繁忙期などに関しましては毎日仕切りをする予定であります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

この仕切りについてどういう形をとっているか、一応お考えなのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

じゅうたん席に関しましては、サイドに阿嘉・慶留間専用というふうにステッカーを貼っております。椅子席に関しましては、座間味からのお客さんが入れないようにテープをしております。それが阿嘉島入港時に外すという仕掛けになっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これは2階、3階と椅子席があるんですけども、これは両方ともやるんですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今、1階席のみを考えております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これはケースバイケースで、その時期によって変更するということを考えてほしいんですけども、満席状態のときがありますよね、そういうときに阿嘉からもかなり満席の状態になりますので、その都度、その都度、それに対して変更していただきたいと思っておりますけれども、これは私の要望ですけれども、それは可能なのか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

前向きに検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

あともう1つ、阿嘉のほうで事業をなさっている阿嘉生コンさんが事業継続が困難だということで、私のほうに資料を持ってきたんですけども、それについて阿嘉生コンさんが事業をストップした場合に、どうということが起きるかというのを、やはり公共工事とか、民間の工事とか、いろんな工事の方がかなり困って、建築なさる方も座間味と阿嘉との坪単価がかなりの違いが出てくると思うんですけども、生コン屋さんがなくなった場合。その辺をどういうお考えをしているか、お聞かせいただきたいんですけども。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、生コン製造の事業継続が行政としては望むところではあります。しかしながら、事業の継続については、今後、生コンの需要を見込みながら、経営者の判断になると思っております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

こっこのほうに生コン屋さんからの資料が届いているんですけども、執行部のほうにこの資料を渡したということなんですけれども、回ってきていましたか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

回ってきておりません。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

5番 垣花太郎議員。

○ 5番 (垣花太郎議員)

こっちのほうにグラフがありますので、阿嘉生コンの2000年から2016年の出荷推移表があるんですけども、これを見たら一目瞭然、まず運営できないというのが御存じだと思うんですけども、こちらのほうに書いていますけれども、「余りにも過疎化のため1回の仕入れによる量が二、三年に繰り越す場合があり、変質、損失が出る仕入れ量を減らすと運送、運搬費が倍増する」と、そういうことを書いていますので、プラントミキサー30年、重機の20年越すと、老朽化が激しく、補修部品の供給を停止していることから、今後の数年内には入れかえ、または大規模な補修が必要となると思われる。そこまで書いています。今現在、腐食、破損による漏れや稼働停止や基盤の老朽化によりシステムの異常停止などが起きている。そういうことで、上記のとおり、重機の入れかえの場合には数千万円の費用がかかること。現在の要員、出荷数量を考えると事業継続は困難と予想されるということで、本人からそういう形で資料が届いているんです。見てみますと、損益分岐点というところが、最低ここが、ここまでも達していないんです。2010年から2014年、4年間もほとんど。この生コンというのは莫大な借金なんです、これで。2015年で何とか理想の数字まで届いたらいいんですけども、それも補修工事でみんなほとんどゼロと。逆にマイナスになったというらしいですので、これ以上続けると阿嘉生コンも借金だらけになってしまうということで、その辺で区切りをつけようと、そういうことを私のほうに資料を提出してきたんですけども、その資料を見て、どういうお考えかお願いしたい、村長お願いします。

○ 議長 (宮里祐司)

宮里 哲村長。

○ 村長 (宮里 哲)

座間味村は小さな離島自治体でございまして、どこの自治体でもそうだと思いますが、やはり公共事業に依存するところも多少なりともあろうかと思えますし、またこういう施設が各離島になれば公共事業のほうがかまなく執行できない環境にもなってくるというのは重々承知をしております。そうは言いつつも、では行政としてどういってお手伝いができるかと言いますと、なかなか難しい部分がございます。後から関連で副村長のほうから説明があるかもしれませんが、これから先の需要といたしますか、公共事業のあり方、例えば年度で、年度計画を立てておりますので、学校をどうするんだとか、そういうところは出てこようかと思えますが、公的な資金をそこにという話が仮に出てくるのであれば、行政といたしましては非常に厳しいのではないかと考えているのが実情であります。ただ、こういう事業所がなくなることは、離島の自治体にとっては非常に辛い部分があるというのは率直な感想でございます。以上です。それ以上はちょっと私のほうからは申し上げることはしづらい内容でございます。

○ 議長 (宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

○ 5番 (垣花太郎議員)

閉めたらどうなるかというのをまず想定で考えたときに、本当に建築会社、なおかつ公共工事もものすごい打撃を受けると思うんです。まず入札制度でもほとんど決まらないでしょうね、公共工事でも。生コンが倍という価格で設定してきますので、座間味から生コンを運ぶとなってくると、それこそ大変なことになりますので、その辺が村側としてもやはり慎重に、閉める前にですね、これは簡単に生コン屋さんが営業をやめたから、はい誰かがやりますとできるものではないんです。特殊な仕事ですので。その辺を慎重に考えてほしいと思うんです。確かに個人でやられている会社ですので、補助金とか、助成金とか、一括交付金とか、そういうのはまた難しいかと思うんです。難しいかとは思いますが、でも閉められたときに大変な

目に遭うというのは住民だと思うんです。やはり住民のためにはそれを守るべきではないかと私は思うんです。それを守るためには、この前、副村長が言っていましたけれども、別のところからプラントを持ってきたとか、そういう話はやめてほしいんです、私は。公共工事にプラントを別で持ってきてやったとか、そういうことに対しては、やはり地元の企業を優先にしていけないと成り立たないんです、まずそういうところが。そうですよね。地元の企業を優先に、どういうふうに成り立つかというものを、やはりよそからプラントを持ってきて、はい生コンをやりましたと。そうなってくると、やはり地元の企業というのはまず太刀打ちできないです。その辺をもうちょっと慎重に考えてほしいと思います。それと生コン屋さんもかなりフェリーが大きくなって、バジーとか何かも接岸できなくなってきているもので、フェリーの出入りがないときにしかできないという状況も起きているものですから、生コン屋さんが本当に今、追い込まれているわけです、いろんな意味で。一事業を助けることで、執行部のほうも、私たちもそうなんですけれども、そういう意味で一応慎重に考えてほしい。ひとつよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回の事業所の厳しい状況というのが私たちの耳に入ってきたのが、今回が初めてだということがあるというのは最初に述べさせていただきたいと思います。前回の協議会の中でもいろいろと、あるいはその後も一般質問に対する答弁を考える中で、副村長から話があったということで、他のプラントという話は、あくまでも持ってくるという話ではなくて、そういう状況になった場合にはどういう考え方があるのかという意味での説明だったと思っておりまして、別にこの事業所がなくなってもいいということは私たち行政としては全然考えていないというのは大前提として持っております。ただ、先ほどからどうにかしてこの事業所が継続できるような環境をつくるということに関しては、やはり慎重にならざるを得ない部分も、行政といましてはいろいろな自治法等を含めてあるかと思っておりますので、議論を深めさせていただければありがたいと思っております。その中で例えば行政がやるべき、お手伝いするべきことがあるのであれば、そのときは法律等にのっとり、しっかりとした対応を私たちができる範囲でやっていくというのが大前提だということは、大変申しわけないんですが、御理解をいただいて、私からの回答とさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

私からは以上です。ぜひお願いします。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

おはようございます。一般質問を行います。まず第1点目、施設の管理についてであります。去る11月13日、ウタハ堰に通じる道路、道路ですか、管理道路なのか、取りつけ道路なのか、で、バイクの転落事故がありました。幸いけがは軽かったんですが、運転手に聞きますと、その入り口には何もなし。ゲートも何もなし、そのまま進入して落ちたということでもあります。レンタルバイクでありますので、このレンタル屋さんから電話が、この人はちょっと最近、足が悪くて行けないから見に行ってくれということで、見に行くと、現場を見て、役場の職員2人とバイクの引き上げも、運転手は診療所に行っていたんですが、引き揚げもやりまして、見たんですが、幸い非常に浅いところ、2メートルから3メートルぐらいです。それ以

外のところは崖で、一步間違えば命にかかわるようなところで起きています。何で進入できたかということは、何もなかったからです。そのようなことで、管理面はどうされているのか、今後どうするのか。課長のところに写真も一応、これは事故の後の処理ですけれども、ロープは私と役場職員で張りました。サイドにパイプを打ち込んでロープが張られるような形にはなっていますが、その後また見に行ったら、入れないよというので、今度は真ん中に障害物を置いていると。しかし、注意書き等は何もないです。そういった面での管理体制はどうなのか、お伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。ウタハ堰に通じる管理道路は、平成15年にチェーンを張り、通行を禁止してきました。それが経年劣化等により腐食のため、支障となっております。それにかわり、トラロープを張り、通行を禁止していましたが、それも腐食により使用不能となったため、通行を禁止することができなくなっております。現在、暫定処置といたしまして、トラロープを張り、通行を禁止しております。今後なんですけれども、支柱を取りかえ、チェーンを張り、通行禁止の準備を進めております。既に支柱、チェーン、鍵は業者へ発注済みとなっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これはたまたま事故が起きたから、そういう問題になっておりまして、私、現場に行く途中、ちょっとした砂だまりとかがあったんですけれども、昼、自転車等が通ったわだちとか跡がたくさんありました。これは多分下手したら何十名も何百名もそこで多分…、歩くなり、自転車なり、バイクなりが多分ウタハ堰まで行ったのではないかと思います。

今、課長がチェーンと言いましたけれども、これは大事な阿嘉・慶良間のですね、水の水源地であります。チェーンだけでは自転車、バイクは入らないかもしれないんですけれども、これは歩いては行けます。大事な水源地にこういう施錠したちゃんとしたゲートをつけて、注意書きもして、村管理の水源地でありますから立ち入り禁止というちゃんとした注意書きも書いて、鍵をして、使用するのは担当者と電力のメーター検針係は行きます。彼に合鍵を渡して、ちゃんとしたゲートをつくらないと、私はまた自転車ではなく、歩いてでも落ちる可能性はありますので、この道の幅、ちょうど景色がいいもので、絶景を見ながら歩いていて、ぼとんと落ちる可能性は否定できません。私も久々にあの道を通りましたけれども、やはり景色はいいです。私は鎖だけの対策では不十分だと思います。ちゃんとしたゲートをつくる、予算化をする考えはありますか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほどお答えしたとおり、今現在、準備を進めているのが支柱、そしてチェーン、鍵を設置しようと思っております。今、御指摘がありました扉に関しましては、今後、検討してまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。応急処置としてはいいかもしれませんが、今、新年度予算を多分やっているとありますの

で、新年度予算ではちゃんとしたゲートの予算化をしてもらいたい。チェーンではだめです、歩いて入れますから。観光客は好奇心がありますから、ちゃんとしたゲートで、担当者以外は入れないような、関係者以外は入れないような対策をしてもらいたい。よろしくをお願いします。

それと次に、慶留間の村営住宅が4月以降、空室が続いているんですが、なぜそんな長期間空室が続いているのか、お伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えいたします。慶留間村営住宅につきましては、現在、入居者は決定しているんですけども、内部の補修等に時間を要し、また一部補修の終わっていない箇所がまだあったということで、入居が遅れている状況にあります。今週初めに業者さんが修繕に入りまして、修繕は終わっておりますので、現在、改めて手続を進めているところです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

入居者が決まっているのは聞いておりますが、しかし、この入居募集は入居受け渡しがいつでも入れますと。何か整って初めて入居募集をしたと思うんですけども、その辺はどうなのか。見逃しがあったのかどうか、伺います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

担当者においては入居可能だという判断をしたところなんですけれども、入居者との立ち会いの中で、もうちょっと補修してくれないかということで、調整が続いていたようです。そのようなことがありまして、そのような中で若干担当職員が病気で休んだりということで、手続が滞っていたということがありました。現在はかわりの職員を担当に充てて、しっかりと行うようにしております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。入居が決まる前、担当者から、私は1階にいますので、時間があれば鍵は合鍵がありますからということで、二、三日に1回、窓を開けて風を通してくれと頼まれてやっていたんですが、もう入居が決まったということで、私はそれをやっておきませんが、それから入る気配もないので、決まった人に聞いたら、何か中がまだ済んでいないということで、これを一般質問に取り上げたわけです。たしかに担当者が今、休んでいたということで、その辺で遅れたのはあれですけども、やはり順調にいけば、その分家賃収入も入って、村の貴重な収入源になって、非常にもったいないと思いますので、これは慶留間だけではなくて、ほかの村営アパートでもそういうことがあるのであれば、こういうことをなくして、早目にこういったのはぱっぱと手際よくやってもらいたいと思います。

これで村営住宅については終わりますが、ほかの施設についてであります。事前通告をしていないので、これは私が言うだけ聞いてもらえればと思います。阿嘉と慶留間の下水処理場のフェンス、阿嘉に関しては先ほど勇議員が言っていました。慶留間も写真であります。あれはフェンスがさびて腐れて、あれは毎日鹿が入っているはずで、鹿の糞も確認しました。あれは早目に対策してもらいたい。

阿嘉港の廃車、今ちょっと気づいたんですが、ワンボックスカーに今新たに原付バイクが押し込められたような気がします。だからこの人は再三通告しているけれども、私はやる気がないと思いますので、もっと強制的に、逆に裁判で訴えるような覚悟をもって臨んでほしいと思います。

ニシバマの施設、これもありました。テラス、階段、まだ一部は支柱を支えをつくっているんですが、それでも黄色い規制線が張られている状態です。危険箇所ということで。あんな夏場でたくさんのお客さんが来る中で、あれはちょっと見苦しいと思います。

ニシバマのシャワーの電源ボックスです。鍵がない。応急処置をしても、あれは私が閉めても風が吹くとまたばたばたして音が出る。鍵がないのであれば、ガムテープででも閉めてもらいたい。

阿嘉港ターミナル、旅客待合室のエアコンの早期設置です。テナントの公募も今のうちから早目にやらないと、今年度は時期が遅すぎて多分、募集、公募もなかったと思うんですが、これも早目にやってほしい。これは県の施設ですが、阿嘉港浮棧橋の屋根のアンクル、あれも一部立ち入り禁止のロープが張られています。あれは見苦しいです。早目に県と折衝して、早期に改修してもらいたい。

真謝の浜、これも先ほど勇議員からありました道路の陥没です。それと向こうは指定ビーチになっていませんので、監視員がいません。あれは潮が引いたときは、サンゴの上に立つ人がいるんです。サンゴの保全にとっても良くないです。これは阿嘉・慶留間の子供たちがあそこでサンゴの移植作業を行っているところでもありますので、本当にもったいない。サンゴを、海を売りにしているんですから、これもちゃんとした対策をしてもらいたい。

大浜の施設も非常にもったいない。村で管理できないのだったら指定管理者を設置してやったほうがいいのではないかと。特産品加工所も何名か利用者はいるんですけれども、赤字だと思います。業務用の大きい冷凍冷蔵庫が365日回っているわけでありまして。電気量もすごいのかと思いますので、これもどうにか、特産品もやはり離島フェアにたくさん出せるような特産品づくり、座間味は生活研究会ですか、非常に活発だったころにいるんな特産品をつくっていたんですけれども、新たにまたそういうところを動かして、施設を有効利用してもらいたい。

ビーチバレーコート、これも一般質問でも出ました。これはだめです。道具入れはふたもなく、今またごみ箱状態になっています。空き缶から、弁当箱から、あれも早目に。ビーチバレーコート自体も砂がないです。あそこではビーチバレーができない状態です。どう対策するのか、お願いします。

フェリーもちゃんと今、優先席と枕カバーに書いているんですけれども、席は余裕があるんですけれども、健常者が堂々と座っています。あれはやはり船員が注意したほうがいいと思います。満席状態になったときに、ああいうのが意味がなくなってしまいます。最初から優先席、優先席で、席があいていようが、ないにしろちゃんとあけてもらわないと、これは示しがつかないと思いますので、以上、これは答弁は求めません。事前通告していませんので、よろしくをお願いします。

次、2点目、阿嘉・座間味クリーンセンター生ごみ処理機ですが、座間味村広報誌10月号において、生ごみ処理機が阿嘉・座間味クリーンセンターへ、処理した堆肥を御利用くださいとありましたが、これは肥料取締法における届け出とか、登録はされているのかどうか、お伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

中村議員の御質問にお答えします。御質問のあります肥料取締法における届け出・登録をしているかということなんですけれども、現在、この法律によりますと届け出・登録は行っておりません。生ごみ処理機の導入に当たっては、生ごみの処理を確実にということを最優先にしております、肥料として登録するとい

うことの認識がございませんでした。これについてはおわび申し上げたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

この処理方法にも一つ、肥料生産した場合、自分で使う場合に関しては別にやる必要はないんですけども、他人にタダで譲渡、売るに関しては、やはり取締法の義務があるということになっています。以前にも下水処理場から出る汚泥の最終の分を肥料にできないかということで質問をしたことがあって、当時の仲村三雄村長が、できるけれども、今のところはちょっと成分が達していないと。それができ次第、それはちゃんと登録、登録というか、検査を受けるという話を伺ったんですが、処理場のものもどうなのかと。私は何といたしますか、今、委託業者に行っているツヨシ君に聞いたら、多分されているのではないかと。処理場にいつているスカムというんですか、あれに関してはどうなんですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

座間味下水処理場のものに関しましては、処理されているということです。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

渡名喜村にも同じ施設があって、渡名喜村の議員から聞いたんですが、渡名喜村は自家処理、村で使うということで、生ごみ処理機から出ているものと、草刈りで刈った草を混ぜて混合して、それを肥料にして、村で使う肥料、だから一般に販売、譲渡はしていないということで、法律には触れないのではないかと。ことを聞いたんですが、これは広報誌に載せている以上は、ちゃんと検査を受けてやる予定はあるんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

まず広報誌により利用を呼びかけておりますことについては、今後、登録が完了するまではちょっと控えさせようと思っております。もちろんそのまま放置するわけにはいきませんので、登録の手続は進めていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

広報誌を見て、この肥料をもらいに来たとなったら、今現状どうなさるつもりでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

これまでどのぐらいの程度の方がこれを活用されたか、ちょっと把握できていないんですけども、先ほど答弁したとおり、利用については控えていただくことにします。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。非常に物としてはいいものと言える、座間味のクリーンセンターか、阿嘉のクリーンセンターがやって、順調に動いているものと思って、非常にいいものができると思いますので、これはちゃんと有効活用してもらいたいと思います。私の一般質問は以上で終わります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

皆さんこんにちは。議会が開催する前に、村長からいろいろお話もありました。平成28年は私の記憶が定かであれば、平成10年以来、阿嘉橋の開通、それから初代フェリーの運航、それから18年後、ことしが3月の本庁舎の落成式、それから11月1日のフェリー就航と、執行部の皆さん大変御苦労さまでした。何名かの議員からもありましたように、私たちとしても非常に記念になる年だと思っています。ただ一つ残念なのは、ちょっとした欲なんですけれども、フェリーが建造中、議長を除いて我々議員が行けなかったというのが少し悔いが残るなと思っています。というのは、前フェリーが思ったよりも高額な値段で売れたし、ちょっとぐらい抛出して私たちも連れて行ってほしかったと。というのは、確かに前フェリーは18年もちました。このフェリーは恐らく20年はもつでしょう。20年後、議長を含め、我々7名の議員が20年後に議員でいるかという、恐らく1人いるかいないかだと思っているんです。それで御褒美とっては大変失礼なんですけれども、そういう面からすると、私たちも建造期間中の間に一度は見にいきたかったというのが、終わったことではあるんですけれども、ちょっとだけ寂しい思いはしております。それでも立派な船ができたことに関しては感謝しております。1人1時間ですけれども、1時間はかからないと思いますので、これから質問していきたいと思います。私はいつも一般質問をする前に、私個人、独自の判断ではしていません。住民の声を拾い上げていつも質問を上げていますということは、いつも前もって言っております。ですから今回もそういうことを受けてやっておりますので、執行部の皆さん余りかちかちにならず、お互いに十分話をして、お互いによくわかり合えるような形で質疑応答していきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

まず初めに、せんだって9月の定例会において、（株）二一・ざまみの経営状況、それから新聞等、もちろん皆さんから、それから報告第6号、それから二一・ざまみについての現状、それから新聞、チラシ等いろいろ資料が出てきました。それは十分私たちも存じております。ただ我々議員の中でもお互い言うんですけれども、結局、二一・ざまみは最後はどうなったのかとお互い議員もあまり知らないんです。この裁判用語というのは非常に難しく、当時知っている人たちでさえ、なかなか読み切れない。ましては一般の事業者、あるいは一般の株主などが裁判用語なんてなかなか難しいんです。ところで質問に入っていくんですけれども、たしか去年の9月27日、新役員体制で、村長が社長、社長が村長、どっちが先か知らないんですけれども、そういう形で新役員体制が入れかわって、いけば閉鎖に向けて、整理に向けてやっていると、私もその会合に出ました。顧問弁護士も見えていました。そろったのは総勢、役員も含め、十四、五名ぐらいいしかなかったのではないかと記憶しております、1年前のことですから。その際に、もちろん整理に向かって新しい役員体制でやりますと。それは承知しました。当然我々は二一・ざまみが再建できるという見込みは、当然誰も今は思っておりません。閉めるに当たっては、当然社長が変わらなければできないだろうと。それは十分認識しております。ところがある長老、もちろん我々の大先輩、議員でもあるし、また代表監査員もしていた方が、質疑応答をちょっとそばから拝見してみますと、債権を抱えている人たちはどうするんですかということを質疑応答でやっていました。そうすると、会社側が最後は責任を持つのではないですかという形の答弁を弁護士が答えているように私は記憶しております。今、聞きたいのは、それからこの1年

間、株主総会もやっておりません。当然、報告書に載っているとおり、事業も運営しておりません。それで株主総会、あるいは解散株主総会、あるいはもろもろこういうことがありましたので、現在はこういう状況ですという株主総会、あるいはもしくは解散総会を開くおつもりはないのか、まずこれをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

前に申し上げたとおり、破産に関する報告を行っておりますので、解散についての説明会等、総会は計画しておりません。現在の経過を申し上げますと、7月5日に上申書を那覇地方裁判所に提出いたしまして、破産管財人が決定しております。その後11月24日に債権者説明会が開催されております。今のところはそのような方向で向かっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは私も十分承知しております。もちろんそちらに資料等も入っております。皆さん11月24日、どういう日だったかおわかりですか。離島フェアの初日です。その前日はフェリーざまみも、クイーンざまみも欠航しました。こちらからは何名か構えてスタンバイしている人もいたんです。ところが翌日の10時までには裁判所に出てきてくださいといったら、翌日、高速船が出ました。ところが高速船がつくのが11時10分です。当然間に合わないんです。それで結局、誰も来なかったという形の通告は村長受けたと思うんですけれども、これは来る来年の2月23日に再度行われます。そのときは当然、私も一株主です。後ろの傍聴席にも株主がいるかどうかは知らないんですけれども、私などは極端に言えば、これはただの紙切れにすぎないのではないかと思います、私は。ところがそうではない人もいます。やはりそれは取りたい。個人的には5株ぐらい入っている人、3株ぐらい入っている人、これはどうにかならないか。あるいは事業者、修学旅行のときの売り掛けがまだ残っているということで、2月23日は私の聞くところによると、何名か、何事業者か、何団体かは皆さん構えています。となると、私が何を言いたいかというと、今、村長イコール社長、皆さん、もちろん私たちも以前の議員が650万円を出資して、その会社を補助として流したわけですから、やはりその行く末を私たちも見なければいけません。当時の議員がやっていたように、現在の議員であろうが。私たちもよく島民から、住民からよく聞かれます。なかなかその件に関しては、最初に言ったように、裁判的な言葉は難しいです。住民に対してはなかなかお答えができません。ですから今度は2月23日、11時50分で、11時集合ということを経済人からは聞いております。ですからそういうことになると、私が今言いたいのは、またそのことに対して、確かに会社はもう閉めました。ところが借金を抱えている人、金を貸した人たちはそれを黙っていませんよと、事が起こってきたときは、村長イコール社長、社長イコール村長か知らない。あるいは執行部として、我々としても、当然650万円の公費を我々もつぎ込むことは、これはまた不可能なことかもしれませんし、そういう面からすると、非常に曖昧なところがまだ残っていると。私はその機会に、この議会、あるいは広報を通して、こういうことを社長である村長である、社長からこの件に関して、実際これはいい機会だと私は思っているんです。これを完璧にやって、一般の金融機関の借金は前代表者が全てかぶっておりますから、それはさておいて、そのことに関しては触れる必要はないです。要はこれから閉めた後、先ほども言ったように、貸した人、取るべき人たちがにわかには動き始めますと非常にやばいのではないかと、今後そのような考えをどういう形で示していきたいか、それをちょっとお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずは11月に債権者説明会がありました。御指摘のとおり、その日は天気が非常に荒れまして、船が欠航したかと私も認識しております。次回が2月に行われるということも私もその場で確認をさせていただきまして、まず最初の御質問、天気が荒れたらどうするんだということがあろうかと思いますが、そこに関しましては、私も次の債権者説明会についてはもちろん参加をさせていただく予定ですが、例えばこういう天候不良等によつての日程の変更が可能かどうかというのもちょっと私も勉強させていただかないとわからない部分がございますが、できるだけ参加をしたい債権者が参加できる環境づくりというのは、一般論としては大切だと思っております。ただ、この日程が変更できるかどうかというのは、大変申しわけありませんが、裁判所を含めた形での事務手続きになりますので、一度確認をさせていただいて、もしそういう場合に変更が可能であれば、またいろいろな措置をお願いすることになろうかと思っておりますので、その辺に関しましては、今すぐ即答できない部分は御了承いただきたいと思っております。それからまだ債務が残っている人がいるんだと、修学旅行等で売り掛けが残っている人たちがいますということなんですが、私たちといたしましても、これまで行政の立場として、できるだけその詳細を把握させていただいて、ほぼほぼほとんどの方々にお支払いができるような環境をつくり、お支払いをさせていただいたところです。ただ100%できているかという、なかなかできていない部分もございます。そこに関しましては、もちろん金融業者も含めてなんですが、最終の株主総会の中で破産に向けて事業を閉じるような環境をつくっていきますという話の中で、今、弁護士でもありますが、うちの顧問弁護士ではなくて、裁判所から指定をされた弁護士が管財人ということで、いろいろな債務を負っている方々との調整等も進めていようかと思っておりますので、そこをしっかりと見きわめていきたいと考えているところでございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。再度、もう一度聞きます。株主に対して、あるいは地域住民に対して、総会、もしくはそういうことを開く予定はあるのかなのか、それをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これまでもいろいろな株主総会等でも御発言をさせていただきましたし、やってきたつもりではございません。この開催を今の時点では検討はしておりませんが、改めてまたこの辺の必要があるのかどうかというのもしっかりと検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはぜひ来たから、来なかったから、委任状を出したからと、やはり皆さんも呼びかけを強めにして、今回は相当そういう面ではシビアに捉えていると思っておりますので、まずこれはやったほうが社長としても、あるいは信頼性においても私はとてもいいことになると思っておりますので、ぜひそういう方向性に持ってほしいと思っております。この件に関して以上です。

続きまして、冒頭に村長からお礼等、あるいは挨拶等がありまして、もう既に質問が終わったような形になってしまったんですけれども、例のクイーンバース、あるいは待合室の問題、村長から冒頭にありました

ように、御苦労さまでしたという労のねぎらいをいただきました。これはあえて私が言うまでもなく、村民全員が思っていることをやっただけのことで、我々としてはそれは当たり前のことをやったということです。もちろん皆さんもこちらに教育長、教育課長以外の残りの職員はここ二、三年、何回となく交渉されてきた、私たちもそれも各方面へいって、議事録等、資料等も拝見させていただきました。ところで私がここで何を言いたいかというと、やはりそれに対しては商工会長を含め、地元の経済団体、それからうちの後ろの自治会長を含め、あるいは我々議長を含めた我々議員もやはりこの問題に関しては全体で阻止しようという思いがあって、まず6月の一般質問以降、村長から冒頭にありましたように、手前みそで申しわけないんですけども、動き出しました。そうすると、陳情書を出しなさいと、まず初めに県議等、各党を回られたんです。私は何が言いたいかと、その経過をもちろん皆さんも執行部もここ二、三年、教育長、教育課長以外は全てそういう会合に参加されて、回を重ねるごとに皆さんはだんだん座間味村が後退ありきたりの船も大きくなる。だんだん不利のような話に追い込まれて、最後は物も言えなくなった状態になりましたということは何名かの人からお聞きしました。私がなぜそれを今言うかということ、私たちもそれに対して絶対そうはなってはいけない。皆さんの努力も報いたいということで、まず6月の質問が終わった後、それから個人的に村長、担当課長をお呼びして、その思いがひしひしと伝わってきましたので、動き出しました。その経緯を多少こちらから説明します。各関係者からもぜひこれは残してくれということを言われていますので、あえて言います。

当初は9月23日に予定だったんです、那覇港管理組合で。ところが那覇市の新聞等で御承知のように、議長問題で空転して、これが延びたんです。ところが9月23日に、これは何をするかということ、結局、我々が出した陳情書に対する審査、参考人意見聴取ということで、審査をすると。そのときは9月23日は私と議長と、それから経済団体、当初は5名ぐらいの予定でした。ところが先ほど言ったように、那覇市ができないということで、10月20日に延期になったんです。そうすると我々も9月末には定例会がありましたから、本当はその席にその報告ができるような状況、環境づくりにあったんですけども、それが10月まで延びまして、10月20日に午後1時から陳情書、参考人意見聴取ということで、陳情についての経緯と現状について説明してくださいということで、向こう側から求められました。

まず第1番目にうちの宮里祐司議長がその経緯、それから座間味の切実なる思い、そして2番目に商工会長、そして3番目に組合長ということで、この陳情に関する経緯と説明、そして村の状況等をお話いたしました。そして向こうからの質問も結構ありました。皆さんは議員は何名いるんですかと。7名いますと。何名が反対しているんですかと。いや、これは臨時議会で全会一致で全員反対していますと。今回は全員来ておりますと。しかし、来た経緯は10月20日、村長それも覚えていると思います。村長はヘリコプターでお見えになりましたけれども、商工会長、議長、うちの宮平清志議員、中村秀克議員、那覇から漁船をチャーターして、クイーンさまが欠航して、漁船をチャーターして11時ちょっと過ぎに泊港につきました。それから昼食を早目にとって、1時からの会議ですから12時40分に行って、例のような会議をしました。それから私たちが正味約30分、それから対某マリン会社が20分やりました。その後、4時ごろ現場説明、泊港、フェリーのバース、それからシーシャトーがとまっていたあの一帯、北岸のバース、そのあたりを当人もいました。私たちも全員います。そこで議長団も全員います。那覇港管理組合の職員も関係職員も全部います。総勢30名ぐらい現場立ち会いをして、そういう経緯を説明して、皆さんその場でお帰りになりました。その日の晩、我々は要するにちょっと反省会ということでやっていたら、それをする前に、5時半ごろ皆さんの意見は全てその方向性に向けて、我々は通しますと。なぜならば11月1日に皆さんフェリーが就航するでしょうと。やはりそれは気持ちよく、あした皆さんの主張が正しいから、私たち委員は全会一致で通しますという経緯に至ったんです。そして去る11月15日から那覇市管理組合の本会議

が始まりました。15日は管理組合長の知事も来まして、その後、議案審議等を副監理官に投げて、崎山議長以下行われまして、11月17日にこの案件が全部解決しましたということで、管理組合がその文書等も全部、一連のそういうことを立て並べて、全て解決しましたと。11月17日、11時ごろから3議員、それから午後には管理組合からも電話がありました。そういう経緯に至ったわけです。ですからそれは確かに皆さんも大変御苦労なされたと思います。我々は短期間でそういう形にもって行って、今のさやに収まって、村民ともども我々も非常に喜んでおりますし、また先ほど村長から冒頭にありましたように、執行部の皆さんも一安心だと私は思っています。

最後になりますけれども、ところがやはり現場はまだおびえているんです。現場、現場というのは船員です。ですから村長、最後をお願いしたいのは、確かに村長の部下かもしれませんが、もちろんフェリーごまみは吉本船長を柱、それからクイーンごまみは宮平昭夫船長が持っています。彼らも365日船長をしているわけではありませんから代行もいます。代行になった方が、クイーンごまみの代行になった、船長名は申し上げませんが、トラウマになっているんです。この前の話なんですけれども、喜文さん、いまだかつて船が入港したら、あの人に来て、ここのブルーの、コンテナをよけなさいという形で、いまだかつて安心して船を持ってないというようにおびえている、おびえているといったら大げさなんですけれども。当然フェリーも、この前、村長は入港のときに見ていたはずなんですけれども、フェリーの船長はバックするとき、要するにアースタン、渡嘉敷のフェリーが入っているときは、とても怖いらしいです。向こうは船首をむき出しにしていますから、バックして入れるとき、渡嘉敷の船がないときはそうでもないけれども、非常に気を使うそうです。ですから昔言葉にも、沖縄の琉歌にもあります。荒波の中、無事航海ガティ、港チチ、船ワタンという沖縄の言葉があります。これは要するに1分1秒たりともブリッジから船長が接岸終了と言うまでは、絶対気を抜くなというあらわしなんです。ですから私が村長に言いたいのは、船員にはいろいろすったもんだあったかもしれないけれども、皆さん安心して、要するに村民の生命と財産を担って運航しているわけですから、そういう面ではもちろん村長にもプライドがあるかもしれないけれども、船を持つのは船員ですから、船員をもっと心のゆとり、ただでさえ船が大きくなっています。きょうみたいに風が強いと相当神経を使います。航海は確かに船が大きくなったから安全かもしれないけれども、接岸はとても非常に今、見てのとおり苦労しています。なおさら向こうから目が光っているとなると、余計な心配事がふえるわけです。ですからそういう面で、村長叱咤、訓示を、激励をかけていただきたいと思っていますけれども、村長どんなですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の御質問でもないです。提案、提言だと思っておりますが、真摯に受けとめたいと思っております。プライドがある、ないというのは、どう見えるのか、もしそういうふうに見えて、職員に不安を与えているのであれば、私自身が反省をしないといけないと思っておりますが、特に最近新しいフェリーごまみ3が入りまして、できるだけ操舵室の中に入りまして、船機関長と意見交換をしながら、出張に行ったり、出張から帰ってきたりということをさせていただいているところですが、そういう不安がまだある。あるいはコミュニケーションが不足だという御指摘がございますので、今まで以上にしっかりコミュニケーションを図りながら、船舶の安全な運航に努めていけるような環境づくりにも私なりに頑張っていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

村長、ぜひ人の人命、財産を預かって運航しているわけですから、本当に気持ちよく操作させていただきたいと重ねてお願いを申し上げます。その件に関しては、これで終わりたいと思います。

続きまして、私のちょっと皆さんに聞き方の間違い、この資料館建設についてはちょっと直していただけますか。歴史文化健康づくり拠点整備についてという名目に置きかえていただきたいと思います。これはもちろんこの状況は今どうなっているか。というのは、当初予算にも相当大きな予算が載っていますから、3億8,000万円ぐらいですか、7,000万円ぐらいですか、載っているもので、これは去年も流れました。現状をちょっとお聞かせいただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。歴史文化健康づくり拠点整備事業に関する用地取得の経過状況なんですけれども、施設の利活用について、沖縄県港湾課より利活用について求められております。今、設計書をもとにポイントを作成して提出する予定となっております。村といたしましては、昨年までのクルーズ船の入港実績なんですけれども、日本国籍の船で日本丸、そして飛鳥が例年2月ごろに1回程度、座間味港沖に入港しております。今ターゲットにしているのが外国籍の大型クルーズ船が入港した場合の対策を考えております。先ほどですが、先週か、先々週なんですけれども、那覇港でクルーズ船の入国審査のあり方について勉強してきたところであります。文書を提出後、県港湾課と提出し、県港湾課はそれから国土交通省と調整に入る予定となっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私が今聞きたいのは用地交渉等を含めて、どういう形で今いっているか、まだ進んでいるのか、進んでいないのか、そこでつくる予定ですよ。その用地交渉が今うまくいっているか、うまくいっていないかということをお聞きしているんです。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今、沖縄県より求められている資料の作成中です。これをやりとりしながら進めているところです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

平成28年度もあと3カ月半しか残っていません。その中でまだ用地のことは見えてこないとなると、これもまたことし流れる。これは一括交付金の事業の一つでありますから、昨今、一括交付金は沖縄は非常に執行率が悪いということで、補助金も相当次年度はカットされると新聞等にも載っていますけれども、これもそういう一例に過ぎないかと。末端の座間味村のことであるんですけれども、そういう面で、あと3カ月半で用地のめども立っていないとなると厳しいのではないかと受けとめるんですけれども、その後、見直しはあるんですか、ちょっとお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

説明補足をさせていただきます。用地の取得に関しましては、今まさしく沖縄県と座間味村が調整中でありまして、その調整の書類をもって、国土交通省との調整に入り、その用地の取得といいますか、その用地で建物を建てる環境づくりをしていくというのが今の状況でございます。もともと沖縄県のほうからこういう形である程度の宿題等がございまして、それをしっかりと整理をした上で、国土交通省に持っていこうという話になっておりますから、そういう意味でいいますと、用地取得が、用地をその場所が使えるという前提のもとでの話となっておりますので、あとは年度内にしっかりとこの協議が終わるかどうかというところが大きなポイントだとは思っております。もちろん県のほうもそちらの一括交付金といいますか、予算の繰り越しという方法もありますけれども、予算の活用については重々あちら側にも承知をさせていただいておりますし、そういう年度内をまたいで、用地の話が継続するというのは想定範囲内には入っておりません。その辺は県、あるいは座間味村も大前提として、今この建設に向けて動いているというところでございますので、滞っているということではございません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはぜひちゃんとした形が見えるように努めてください。それとちょっと関連しますけれども、これができたとしての仮定ですが、私、以前にも慶良間海洋文化館にいったいろんな資料の買い取りを申し上げたことがありますけれども、一度、総務・福祉課長と教育課長と見にいきました。当然、個人でやっている経営ですから、そこには古物台帳とか、物品台帳とか、そういうものはございません。ですからその評価が非常にやりにくいという話を両課長からもお伺いしました。その後どういう形で検討しているのか、再度お伺いします。教育課長でも、総務・福祉課長でもどちらでもよろしいですから、今どういうふうにお考えなのか、あるいはまた村長がお考えをお持ちでしたら、どちらでも構いません。現状をどう考えているか、教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

ただいまの質問ですが、8月ですか、総務・福祉課長と喜文議員と資料館を見にいきました。その後役場職員の方、親戚がいらっしゃいますが、この方にはどんな物件があるのか、それを示してくれと。そうしないと我々も評価できません。確認ができませんと。そういうことは伝えてあります。それ以降はそういう進展はありません。何もありません。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。私はその持ち主にせんだってもお会いして、どう考えているのかと言ったら、できたら村に買ってほしいと思っておりますけれども、いつまでも方向性が見えなかったら、そろそろ考えないといけなかなという話を聞きました。ですからこれはとても貴重な資料だと思います。もちろん資料館ができての

暁の形となるとおもうんですけれども、買ってヤードにストックしておくのもいいことだと思いますので、これは前向きに検討していただきたいと思います。その件に関しては以上です。

続きまして、これまで幾度となく、きょうもそうなんですけれども、各議員から幾度となく質問が出てきたことを再度、私のほうからもかぶるかもしれないけれども、何点かお聞きします。先ほども同僚議員からありました。まず公園の管理です。先ほど議員からもありましたビーチバレーのちょうつがい破れて、私きのうも見にいきました。やはり同じように私も何回か缶を拾ってきたり、ちょっと拾ってきたりはするんですけれども、たばこの吸い殻やら、ペットボトルやら、空き缶が入っていました。ちょうつがいも壊れています。これはどういう形で直すのか、それから公園管理ですから、せんだって11月の前半から中旬までナイターまつりが行われました。私も微力ながらこの歳で二、三戦、参加させていただいたんですけれども、ただでさえ暗い照明灯が6基ほど外灯が切れております。それも村民が唯一、一番集まる余暇の楽しみというんですか、野球をする。その交換もどの部署で、どこでやるのか。それから以前から指摘しているテニスコート、周辺は草が刈られています。ところが中、テニスコートの中、そこには以前問題になったローラースケボーのちょっとしたものが形跡が残っていますけれども、その内側はほとんど草ぼうぼうで、あそこは唯一ナイター設備もついて、当初は立派な設備だったんですけれども、その辺の管理体制、それからテニスコートの再度また復活するのか、その利用形態。公園全般に関してお答え願いたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

ナイター施設の管理に関しては、教育委員会の管轄でございます。予算も今年度とられていないので、来年できたら予算化して、電球等を交換したいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

先ほど同僚議員からも出ていましたけれども、ビーチバレーの倉庫なのか、工具入れなのか、用具入れなのか、ごみ箱なのかよくわからなくなってきておりますけれども、それとテニスコートを今後どういう形で管理体制を構築していくか、それをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

ビーチバレーコートについては、当時、総務・福祉課のほうで所管をして、一括交付金事業として実施しました。何年か前の台風でふたが破損したままになっていることは承知をしておりますので、御指摘を受けましたが、しっかりと修繕をして、利用者が利用しやすいように、適切に管理していきたいと思っております。テニスコートにつきましては、産業振興課のほうで所管ですので、産業振興課のほうで答弁をさせていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

テニスコートの今後の活用なんですけれども、今、確かにおっしゃるとおり、使用されておられません。現場等を確認し、対策を練っていききたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番 (宮平喜文議員)

せっかくある施設ですから、何らかの形でいろいろ皆さん体を動かしたい方は、あれば使うと思います。そういう面で、やはりきれいに、しかも港近辺です。要するに目の届くところです。きれいにしてほしいと思います。先ほどからいろいろ議員が言っているように、ちゅら島づくり条例、それから環境美化、いろいろなことがみんなかぶっていると思います。ぜひ完璧にしていきたいと思います。

それから、これから冬場、夏場はどうしてもメインは海になります。もちろん冬場もホエールウォッチングがあって海に出る機会もあるんですけども、この前、村長は高月山ヘリポートのところでお会いしたように、冬場の観光としてはどうしても某小さなホテルが、結構お年寄りも呼んで、私たちもヘルプで観光案内をしたりします。そこでトイレ問題、女瀬の崎、あそこは女性用が3個あって、1個使われているんです。そして男性用が大きい用と、小さい用で使われているんです。ところが手洗いとか、そういうところのあれは、残りは釘が打たれているとか、そうしているんですけども、いまだかつて、何というんですか、見るに見かねるといふか、余りにもよくないので、その辺をどう思うのか。それから古座間味も夏場は確かにそこで営業している方々もいます。当然、村からもそういうふうにして委託で掃除はさせているとは思いますが、この冬場の体制、とても汚いです。この前、私も使いましたけれども、とてもトイレをするような環境ではないんです。それから大浜も何かしらないけれども、観光コースに入って、向こうもよく利用します。掃除がされているときと、されていないときとの差が非常に激しいんです。これはとりあえず座間味だけではなく、もちろん先ほど阿嘉、慶留間の議員からもそういう環境問題はありましたけれども、それを総体的に含めて、阿嘉、慶留間のトイレも含め、その辺を今後どういう形で、もう少しきれいにできないかどうか、ちょっとその辺をお伺いします。

○ 議長 (宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長 (中村 悟)

お答えいたします。トイレの問題に関してですけれども、今現在、週に3回か、2回、定期的に清掃をするようにということで、巡回で清掃をさせているところであります。それはニシバマビーチにおいてもそのようなことを行っております。

○ 議長 (宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番 (宮平喜文議員)

執行部の皆さんもたまにはそういうところも見にいっているときもあると思いますけれども、適宜、そういうのも見ながら、やはりこの島の海はきれいだけれども、トイレは汚いという話になるとしゃれにもなりませんので、その辺をもう少しきめ細やかな環境づくりをしていただきたいと思います。これはまたこれからも重ねて、さらに冬場は特にきれいになるようお願いいたします。

続いて、観光案内板、いけばインフラサービスです。これも以前からずっと言ってきています。例えば高良家の看板の問題、それから阿佐の船頭殿の石垣の問題、かつての唐船のゆかりの地と、いろいろ歴史的にも村の重要文化財の指定にもされていますし、ただ、そこにラミネートとか、高良家においてはこの二、三年どころか、ずっとおりてから全然ないんですけども、これの設置、建てかえ等も考えているのかどうか、再度お伺いします。

○ 議長 (宮里祐司)

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

高良家の観光案内板については、確かに6年前に腐食して撤去をしました。今、管理人がいて、中にパンフレットもあるので、できればそれを活用していただきたいと考えています。看板の設置は大体四、五十万円かかるので、予算要求できたらやろうとは考えているけれども、しばらくの間は管理人もいらっしゃるので、それを活用して、高良家のほうはそれでやりたいと思います。阿佐の船頭殿に関しては、応急処置で対処していますが、あのほうもなかなか予算措置ができなくて、今後、次年度できればいいなと考えています。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これも再三ずっと同じようなことを聞いているんです。ですからどっちも私、月に何回か行きます。やはり島の観光案内の一つの目玉として、村長、その辺も歴史文化を非常に重要視して、もちろん海もいいんですけども、座間味は歴史文化ももっと観光として見るところありますと。そういった景観、整備、インフラサービスも今後本当に真剣に取り組んでいただきたいと切にお願い申し上げます。

続きまして、ごみ処理問題。せんだって、ごみステーションに行ってきました。これから年末大掃除を控えて、あのストックヤードにこれからの年末大掃除の荷物類、あれが全部入るのかどうか、非常に疑問視しました。そこで委託を受けている担当の方々から一応は輸送表を、こうこうで沖縄本島の見せてもらいましたけれども、それでもなかなか減っていない。以前指摘したペットボトルがこの周辺いっぱいしています。さらに金属類、自転車とか、ちょっとした湯沸かし器とかいろんなものがあって、あんなに広々としていたヤードが今とても狭く感じます。この辺の対策をどのように考えているのか、お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

座間味クリーンセンターの一般廃棄物につきましては、毎月搬出計画に基づき搬出することにはしているんですけども、搬出予定日にフェリーが欠航したということがありまして、直近でありまして、ちょっと追いついていないのが現状ではございます。年末に向けてごみの量がふえることが予想されますので、搬出回数をふやすとかということも講じていきたいと考えております。

それからペットボトル、空き缶等の資源ごみについてもユニックでの搬出がちょっと追いつかない状況がありますので、実は11月に業者さんと契約を結んでおりまして、代船で一度一気に搬出する予定をしております。これについても2月中までの履行期間になっておりますので、なるべく早い時期に搬出を終えたいと思っております。これは座間味島だけではなくて、阿嘉のクリーンセンターにある資源ごみについても同時に搬出を予定しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これは見通しはついているということによろしいですね。はい、それはいいとして、きれいになることを楽しみにします。

次はイノシシ問題。ついせんだって、某ホテルに泊まっている本土の観光客が、この島でイノシシを見たと、1週間前の話です。私はまだ一度も見ることがないんですけども、これは最近では島民からもよく言われます。お前たち結局何しているかと。日本全国あちこちでイノシシが出没している。イノシシの繁殖時期、

イノシシの出没時期、そういうのを調べたことがあるかと私、問われました。いや、そこまではちょっと調べたことはないです。今はあちこちで頻りに頻度がだんだん多くなっているんです。これはお隣の渡嘉敷村から来たという、もちろんそれは誰もがわかっていることですが、渡嘉敷島は今度はまた別の豚も逃がしているようで、大変なことになっているんです。イノ一豚か何かわからないんですけれども、これもまた逃がしているということで、後々イノシシと豚のかけ合わせが座間味の特産品になるのではないかと心配するぐらい非常にあれなんですけれども、これは今、村としてどういう対策、恐らくこれは100%駆除はできないと思うんですけれども、でも座間味村はハブもいません。何らかの形を、方策を講じないと、今御承知のように、学校の東側、宮平議治議員の手もかりてなんですが、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、冬場に野菜をたくさん植えています。結構すばらしい景観になっています。これが後々はそこまで荒らされないとは限りません。それから子供たちに猪突猛進でイノシシが突っ込んでこないとも限りません。本当にこれを真剣に捉えて、どういう形でやるか、執行部の皆さんで今どんな考えをお持ちなのか、ちょっとそれをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

イノシシ対策についてなんですけれども、9月の定例会において答弁したとおり、目撃情報の多い阿真地区におりを2基設置して、餌でおびき寄せる方法をとっておりますが、いまだ捕獲には至っておりません。次年度なんですけれども、沖縄県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、おりの設置及び狩猟取得講習会を受講させる予定となっております。また、その件につきましては、沖縄県の自然保護課、南部農林土木事務所へ現状を報告しており、村、県が連携を図り、有効な対策はないか今、検討しているところであります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは検討しないで早目に手を打って、できるだけふえないように、イノシシと相談するわけにはいかないんですけれども、どのぐらいの繁殖率があって、どのぐらい産むのかよくわからないんですけれども、でもまだ出始めです。隣の渡嘉敷村に聞くと、民家に出没したのは逃がしてから五、六年たってからと。しかし、向こうは座間味村より山は深いです。水も豊富です。農業も盛んです。ですからそういう面では食べるものがあつたし、山も深いし、またハブもいるし、なかなかそういうところに近寄れないという環境的なものも、整備的なものもあります。ですからその辺はやはり早目に先手、先手で手を打って、何らか講じてほしいと思います。これはひとつよろしくお願いします。

続きまして、港湾関係、これは先ほどうちの議員の何名かからももちろんありましたけれども、私も前にも取り上げたように、フェリーも大型化になりました。つい最近また大型クルーザーも入ってきています。さらにあと2隻ぐらい大型船が今より入ってくると。バース問題も大変、それから船の上架、要するに台風対策、あるいは船揚場の管理、先ほどいろいろ議員からもありましたけれども、この辺を管理体制をうまくやっついていかないと、皆さんはつきり言って今、港関係の人たちはバブルなのか、船が全部大型化しています。これが全部海上に出るとしますと、とめるバースはなくなってくると思います。ですからそういう面で前から言っているように、東側の石垣を積んだところのバース、それからその辺の整備問題、それから先ほどから出ている船揚場の問題。せんだって、ある地元の皆さんが我々座間味村出身の3名の議員を連れて、西側の巻き上げ機の要請も担当職員と担当課長にありました。我々議員からすると、非常に不名誉な話で、もう

議員に言っても、これは以前から10年、20年前からずっとその話をしているけれども、一向にまだかつて先が見えない。議員に言っても、何しても結局は見えないことは自分たちで仲間を立ち上げて、署名をいただいて、それで議員を連れて行って、役場で一緒に交渉をしようということは、結局これまでの議員活動の中でもこの点は我々としては非常に不名誉なことで、これまでも訴えてきたけれども、それが全然かなわなかったということで、地元の方々は署名と何名か一緒になって、せんだって担当と担当課長とそのお話ししましたけれども、巻き上げ機の問題、それから港湾整備の問題、これは要するに船はだんだん大型化しています。見ていてもわかるように、さきから船先の切れた船、動かない船、動く船、いろんなことがあります。これは質問等がダブってはきますけれども、とりあえず巻き上げ機の件に関してどう考えているか、それから話はダブりますけれども、周辺の船揚場の整備等、それから港湾の拡張というんですか、しゅんせつというんですか、もっと船がとめられるような環境づくりをできるのかできないのか、それともやっつけていこうという考えがあるのかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。巻き上げ機に関しましては、喜文議員がおっしゃるとおり、前回何名かで話し合いをしたところです。ここ座間味港は港湾となっております、沖縄県港湾課の管理となっております。沖縄県の港湾課の整備メニューには巻き上げ機はないという回答をいただいております。それに伴って、今、農林ではできないのか、それともほかにはないのか、補助事業がないのか、それを今模索しているところであります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

まず、その件も含めてですね、それから港の港湾の整備、しゅんせつも含めて、それからもっと船がとめられる形態、あるいは今、横づけにしているのを縦づけにするとか、いろんな方策、いろんなことがまだまだ可能だと思うんですけれども、その辺はどういう考えですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おっしゃるとおり、船舶の増加、それから大型化により港湾内は過密状態となっていることは我々も十分承知しております。先ほど宮平議員に答弁したとおり、村、県港湾課、そして座間味港利用者を集めて対策委員会とか、検討会議を開催していく方向性で検討したいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

検討ではなくて、ほとんど実行に移して、もっと住みやすい環境をつくっていただきたい。全般的にきょうはこれだけ上げたんですけれども、ほかにもたくさんありますけれども、質疑としてはこれぐらいしか載せていませんので、ほかのことには触れませんけれども、その辺は検討するのではなくて、ぜひ改善して、いい環境でみんなが仕事ができるような環境づくりをしていただきたいと思います。私の質問はこれで終わります。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

それではただいまから午後の審議のほうを再開いたします。

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

皆様お疲れさまです。私の本題に入る前に1つだけ、きょうの朝一で放送がありました。内容は、フェリー、船舶欠航に関する放送だったんですが、たしか8時を過ぎてからだと思ったんですが、日本語の放送で午後の便が欠航だという放送でした。その何分か後、たしか8時7分ぐらいに英語でのアナウンスがありました。たまたま自分の家の前の公園のテーブルに外人の観光客だと思うんですが、座っていたんですが、慌てている様子で恐らく宿に戻ったと思うんですが、という光景がありました。せっかく島を満喫して楽しんでいたかもしれませんが、最後がこういう結果だと島を満喫して、満足して帰られたかどうか心配なのですが、その辺も今後は考えていかないといけない課題なのかと思いました。早速、本題に入りたいと思います。

まず1番目、慶留間校幼稚園についてですが、現在、慶留間幼稚園は阿嘉幼稚園に統合された形になっていますが、新年度に向けてどのような方向で考えているか、お聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

今、慶留間幼稚園は統合ではなくて、今、休園中であります。御存じのとおり、慶留間幼稚園は平成26年度4月から現在まで休園中であります。島から1人、阿嘉幼稚園に通っているのが今現在の状況です。新年度の方向についてなんですが、結論から言うと、平成29年度の慶留間幼稚園の開園は難しい状況にあります。まずその理由は、1つとしては幼稚園を開園するには園児の人数が少ないことが挙げられます。具体的に言いますと、慶留間島は現在ゼロ歳児から5歳児まで6人います。そのうち3名は先生の子供で、ほか3名が島の子となっています。来年度はそのうち2人が阿嘉の幼稚園に通うと聞いております。次年度は慶留間島から3名阿嘉幼稚園に通園することになると思われます。第2に、幼稚園教育は団体生活の中で他人とのかかわり合いや、人間関係を学ぶことが大事だと言われています。例えば慶留間幼稚園が開園した場合、3人ではとても幼稚園教育が厳しい状況にあると考えられます。しばらくの間は阿嘉幼稚園に通園するほうがいいのではないかと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

理由はよくわかったのですが、今後について最終的な決断をするに当たって、今後、慶留間だけではなく、阿嘉校に関しても運動会等に参加してもわかるんですが、急激に児童が慶留間以上に阿嘉校の児童の寂しさを感じるような場面がありました。今後どういう形で学校を維持していくのか、村の厳しい財政事情もわかりませんが、どういう方向性を考えているのか、これは役場内だけで判断するのではなく、村長の政治判断なのか、教育長の中で判断するのかわかりませんが、簡単に結論を出すのではなくて、住民としっかり膝を交えて、今後、役場はこう考えていると。住民からもいろんな意見を酌み取りながら、しっかりと議論を尽く

した上で、最終的な結論、今後の方向性をしっかりと考えてほしいと思います。やはり学校の存在を考えたときに、慶留間島で考えますと、この小さな集落、自治体を維持していくことが今後可能かどうかを考えたときに、学校の持つ存在意義は非常に大きいものがあると思います。学校を中心に住民間に利害関係のない、学校を核として地域がつくられ、維持されて、日々の日常生活がおくられていると思います。今、慶留間の住民が恐らく心配している、恐れていることは慶留間幼稚園の廃校から次につながるのは小学校、中学校と、島から学校の存在が消えてしまうことが一番の大きな心配だと思います。どういう方向をたどるにしても、しっかりと住民と密に、一度だけではなく何度も膝を交えて議論を尽くした結果、しっかりとした答えを出してほしいと思います。その辺も含めて、村長から一言何か今後の…、一言ほしいのですが。座間味村も今後どのような人口になるかわかりません。財政面を考えて学校を閉鎖するのではなく、どうしたら地域が維持できるか。学校を中心に、学校をいかに存在していくことが可能なかどうか、学校の存在、慶留間にしても阿嘉にしても今後考えなければいけない時期が来ると思います。その辺、一言、将来的な面も含めて、一言何かお願いしたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

中村光男教育長。

○ 教育長（中村光男）

ただいまの御質問、大変貴重な御意見と賜りました。まず今、宮平譲治議員からお話があったとおりです。島が小さいから、学校規模が小さいからすぐ統合という考えは私は持っていません。それぞれ島にはそれぞれのよさがあって、そのよさの中で子供たちが育まれている状況があるわけです。そういうところでいくら小さくても、あるいは1人、2人であろうが、子供たちはすくすくと育っている。それは地域の力が大きいと。それぞれに地域の力があって、その地域で見守って、子供たちを見守って温かく育てている状況があるわけで、島から学校がなくなったら当然、島はさびれていこうというのには目に見えているわけで、特に慶留間島などはそういう傾向がありますので、多くは職員の力で、学校職員の力で持っているようなところもあります。島の行事にしても、いろんな行事たくさんあるわけですが、そういった行事を維持するのも若い先生方がいないとやっていけないということも今、垣間見えるわけで、そういう意味からしても、あるいは子供たちを育てる意味からしても、それぞれの島で育てていくということも大事なことではないかと考えています。統合すれば規模はそれぞれに大きくなるかもしれませんが、また島のよさが潰れていく、なくなっていくということもまた問題ではないかと思っていますので、それぞれ島の事情があるわけですので、慶留間島は慶留間島、そして阿嘉島、座間味島それぞれに特徴があって、すばらしいところをそれぞれ持っているわけですから、そこら辺が消えてなくならないように配慮しながら進めていきたいと思っています。それは行政だけでなく、はい統合だということを決めるわけではなくて、それぞれの島、それぞれの区、いろんな問題も抱えているはずですので、そういったところはまた区民と区と調整しながら、意見を聞きながら進めてまいりたいと思っていますところ。貴重な御意見大変ありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの宮平譲治議員からの御質問でございますが、まず学校の統廃合云々に関しましては、いろいろな考え方があろうかと思っています。まず大きく分けないといけないのが大前提として私から考えますに、小中学校と幼稚園は切り離して考えるべきだということだと思います。その考え方の1つとして、先ほど教育課長からも説明がございましたとおり、幼稚園の果たすべき役割と小中学校の果たすべき役割というのは、多少なのか、大きいのかわかりませんが、私からはある程度大きいと思うんですが、役割が違っている。ある

いは目標が違っているというふうに認識をしております。先ほども課長からも話が出たと思いますが、やはり団体生活の中でという大前提がありますから、そういうところを鑑みたくて、今回、平成26年からですか、慶留間幼稚園の休園という形になったのだというふうに私は認識しておりますし、私もその件に関しては致し方ないと思います。ただ、これは行政だけで決めたわけではなくて、教育委員会の中には教育委員の先生方もいらっしゃいますし、その中で議論をしていく中で結果だというふうに私は承知をしております、その中での予算編成等で私たちもそういう形の方向で、まずはいくべきではないかということで話をさせていただいております。

一方、幼稚園ではなくて、小学校、あるいは中学校に関しましては、まさしく地域の核となる施設といえますか、組織にもなりますので、簡単ではないというふうに思っておりますが、十数年前から行われてきた行政改革等で、学校の統廃合についてもいろいろと座間味村だけではなくて、全国的に議論がされてきているのが現実でございました。しかしながら、ここ二、三年でいいますと、現政府は地方創生ということで、地方にいかにか人口をふやすかというところに注力をしてきておりますので、学校の統廃合の考え方についても座間味村だけではなくて、国全体としていろいろな考え方がまた新たに示される時期に来ているのではないかと私は認識をしておりますし、私もそうあるべきだと思っております。そういう状況の中で、しっかりと現状を見つめつつ、地域振興を図るためにはどうすることが必要なのか、これは教育行政におきましても、去年から変わった教育行政組織法ですか、村長のほうも多少は意見が言える環境になってきておりますので、別に今の教育委員会が悪いという意味ではなくて、私なりの考えも教育委員会に投げかけながら、教育長を含めた教育委員会の先生の皆様方と調整をしつつ、また議員の先生方、各種団体の代表の皆様とも調整をしながら、これからの学校運営のあり方というのはみんなで話し合うべきだと認識をしております。阿嘉、慶留間に関しましては、やはり子供たちが少なくなって、そういう話が出てくるのは、過去にも出てきましたし、出てくることは仕方ないことだと思っております。ただ、それが出てきたからといって、統廃合につながるのかという話ではなくて、いろんな選択肢の中からどうすればいいのか、その中で行政がやるべきこと、やらなければいけないこと、あるいは教育委員会がやるべきこと、地域がやらないといけないことというのが出てくるかと思っておりますので、そういう議論の中で地域全体を含めた学校のあり方というのを議論するのが必要だと思っておりますので、これからもしっかりとその辺の議論を踏まえつつ、教育行政にも私なりのお手伝いのできればと考えているところです。大まかな考え方としては教育長と一緒にございますので、その辺は説明は控えさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

大変よくわかりました。私もそれぞれの学校が元気に維持できるように、それが我が村もいつまでも元気な形で維持できることにつながると思いますので、どうもありがとうございました。

次に2番目の質問なんですが、港湾管理・利用についてですが、午前中の質問の中で2人の議員のほうから質問があったので、私のほうから1点だけ質問したいと思います。先ほどの質問の中で、多くの船舶を抱える座間味港、港湾の中で、船の大型化も進み、1回利用者を集めたルールづくりやいろいろ利用のあり方を話し合いをするべき時期に来ているのかと思います。先ほど課長のほうからもそのような場を設けるとの答弁がありましたが、ぜひ一度、そのような場を設けてほしいと思います。お互い利用者だけであつたかどうか議論してもいい方向には進まないと思いますので、一度行政が間に入り、間を取り持つことでいい方向性が、ルールとして一度通達すれば、それをどうするかは今後利用者のモラルの問題だったりいろいろあると思いますので、そのような場を一度ぜひ設けてほしいと思います。その中で、例えば浮棧橋の利用について

なんですが、本来、浮棧橋の使用方法というのはお客さんを乗せたり下したり、また荷物の…、ダイビング事業者だとダイビング機材を乗せたり下したりと一時的な短時間の利用の場だと思うんですが、事業者によってはお客さんがいる間、その日、一日占領する事業者も多々見ます。その辺のルールも含めて一度しっかりとどうすべきなのか、本来のルールはこうだと、行政のほうから一度利用者を交えて話し合いの場をぜひつくってほしいと思います。よろしくお願ひします。一言答弁お願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御提言どうもありがとうございます。今、宮平譲治議員がおっしゃったとおり、一度利用者とまた県の港湾課の指導のもと、こういった会議を検討していきたいと思ひますので、そのときはよろしくお願ひします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。

次に3番目、産業振興（一次産業の振興）についてですが、10月号の広報の中から分けて質問しようと思ひたんですが、一緒に質問していきたいと思ひます。一次産業の振興についてですが、今回は特に農業振興について質問していきたいと思ひます。これまでに何度も一次産業の振興については質問してきましたが、農業に関してはここ数年、農業振興どころか、耕作面積も年々減っていく一方で、非常にいい方向性が見えてこないのが現実です。どういう形をとれば村の農業がいい方向に向くかを考えたときに、1番目に必要なのが水の確保だと私は思っています。水の確保さえどうにかできれば、おのずと農家が考えながら次の課題が見えてきて、一步、一步、村の農業も振興していくのかと思うんですが、その辺、新年度に向けて各地区に農業用水の確保、かんがい排水も含めた整備をぜひ行ってほしいのですが、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。予算の確保ですが、現在、農業基盤整備事業を活用いたしまして、営農用水施設を整備し、農業者の作業効率化、そして生産率の向上を図ってまいります。例えば座間味地区なんですが、平成27年度から平成29年度にかけて、県事業といたしまして、ウンナガーラ堰を整備いたします。それに続き、平成31年、平成32年で営農用水施設を整備いたします。次に阿真地区なんですが、阿真地区におきましては今年度、平成28年度に整備を予定しております。阿嘉地区におきましても、平成29年度、平成30年度に整備を進めます。慶留間地区においても平成30年度に整備をする予定となっております。なお、阿佐地区に関しましては、以前、村費で整備済みとなっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

まずこのような計画を、今どの地域が活発的に農業をやっているのか、できれば本格的に農業をしたい人がいる地区からその整備を進めてほしいのですが、我々農業委員も含めて、このような計画を余り聞くことがないのですが、農業者、先ほど港湾の件では船舶利用者を集めた話し合いということを行いました、できれば農業のほうでも今後の農業のあり方、村の方向性や、それぞれの農家が農業をしようとしている者が

どういふ考えがあるかというのも一度話し合ひの場があれば、もう少しいい形ができるのかと思ひますが、今、全体的には耕作面積は減っていつているのですが、一部では本格的に農業をやりたいという方も何名か出てきています。例へば座間味の学校裏、あそこは東原というんですか、あそこでも本格的にやりたいが、水をわざわざお家からタンクにくんで運んで、水をかん水していると。これでは全然作業効率も悪いし、全然いい方向でできないと思ひます。以前、東原のほうに飲料水で使っていた、たしか井戸が、ポンプ小屋があったと思ひますが、そこを活用して、いろんな事業を待つのではなくて、そこを活用した水の確保ができないかどうかお願ひしたいんですが。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御提言ありがとうございます。私も座間味校の裏にそういった施設があるとは確認しておりませんでした。これは早速調査いたしまして、現場確認等を行って、できるのかできないのかは検討してまいりたいと思ひます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ぜひ前向きに検討してほしいのですが、やはりこの時期にいつも思ふのは、去る11月に離島フェアがありました。座間味村からも出店はありましたが、出店している事業所、団体等に関してはしっかりと村をアピールしてもらって、頑張っていると思ひます。でも全体的に村ではどうかと考へたときにはやはりほかの離島、市町村に比べたら我が村は非常に寂しい状況が続いております。観光も含め、今の課題は来た客にいかにも満足して帰ってもらおうかということが課題になっていると思ひますが、その辺も含めて、一次産業の振興はぜひこの村で今後、これだけ一次産業がない形で、ここまでの観光客が来ているという事実は、これからさらに発展する要素は大いにあると思ひます。ぜひその辺も含めて、しっかりと一歩、一歩、一次産業がもっとこの村でできるいい仕組みができればと思ひますので、一歩、一歩、確実にお互い形にしていけるような方向性が見えたらと思ひます。村長何かありますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

毎議会、宮平譲治議員に関しましては、一次産業の振興ということで質問、あるいは御提言をいただいて感謝申し上げますし、またしっかりと私たちもやっていきたいと思っております。一次産業に関しましての答弁はいつも同じこととお話しさせていただきますが、本当に必要だということは、行政といたしましても重々承知をしております。しかしながら、なかなか担い手の問題と申しますか、新規でやられる方の問題とか、土地の問題とか、いろんな問題があつて、なかなかハードルが高いですという話をしつつも、しっかりと頑張っていきたいという話をさせていただきましたが、今回のようにまた新たに水の確保についてもいろいろな提言がございました。

行政の、私たちの執行部に関しましては、農業委員会に関しましては事務局長という形で課長が会議に入っておりますし、農業担当も会議に入っておりますが、いかんせん、この2人しか直接仕事に携わることができないのが、小さな組織の難しいところでございますので、また農業委員会におきましても、このような提言をどんどん出していただいて、逆に私たちがわからない部分を勉強させていただく。その中でしっかり行政ができる部分をまたやっていくということもとても大切かと思ひますので、議会だけではなくて、農

業委員会の中でも活発な議論をこれまで同様お願いをしていただきたいと思いますし、またそれに基づきまして、私どもでもしっかりとできることをやっていきたいと思っておりますので、引き続き御支援のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ありがとうございます。次の質問に移ります。10月号座間味村広報の中からですが、広報の中の3ページの下の方に、自主財源の割合をふやしたいということが書かれておりますが、では自主財源をふやすにはどうしたらいいかですが、ここには滞納の徴収率アップだったり、収納率アップ、若手職員による徴収対策チーム、これはかなりストレスのかかる業務だと思うんですが、若手職員が非常に頑張って、滞納に関してもかなりの効果を発揮しております。納めていただくものはしっかりと納めてもらう。回収すべきものはしっかりと回収するというのは最低限の取り組むべきことだとは思いますが、以前にも過去の質問の中でやったのですが、これだけ我が村の観光の形態は三次産業がほぼ90%以上を占め、昨年観光客も10万人を記録し、大きな観光にとってはいい方向性で動いていると思います。いろんな観光に対しての予算も含め、中には費用対効果は大丈夫かと、中には村長は出張に行き過ぎではないかという方もいますが、数字として見たら、10万人を越す入域者数、しっかりと結果を残していると思います。ですが、これだけ観光が伸びて、財源の確保は大きな効果が上がっているかどうかを見ますと、そこまで効果はあらわれていないのが現状だと思います。その辺これからここにも経常収支比率は76%以上は要注意だとされていますが、本村は95.4%と厳しい状況ですと書かれています。その辺も含め、今後、財源の確保をどういう方向で考えているのかどうか、お聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

宮平譲治議員の御質問にお答えします。自主財源の確保ということですが、これは主にしっかりと課税をしたものは徴収するという事で確保をしたいということもございますけれども、やはり御指摘のとおり、課税の強化も必要であるとは考えております。一方で、本村の事業所等につきましては、ほとんどの事業者が青色申告を集中して行っておりまして、適正に申告していただいているものとは考えております。観光客の増加等がすぐ住民税に反映するかというのは、なかなか難しいところがあるかと思っております。しっかりと今続けている徴収対策チームなどを活用して、まずはしっかりと徴収することだと思っております。また新たな自主財源につきましては、今、庁内でいろいろ模索をしているところですが、今後も国庫金とか、交付税に頼らざるを得ないんですけども、頼りつつも自主財源の率を上げていくという努力をしていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。この辺は難しい問題だと思うのですが、やはりこれだけ村がある意味投資をし、観光客誘致に相当のお金を使って、その結果を出している以上、我々住む事業所、住民もそれなりに村に対して貢献する何かの形が必要だと思います。いろいろ私も考えたのですが、非常に難しい問題で、なかなか答えを出し切れなかったのですが、例えばなんですか、村には170も超える事業所があります。その事業所の多くのオーナー、オーナーというか、そこで働く人たちは村営アパートにほとんどの事業所の方たちが入っている

ると思います。そこで申告上赤字だと申告した場合に、家賃収入から見ても最低家賃というか、2万円に満たない1万5,000円だったり、それぐらいの…、村にとっても回収ができない。その辺も含めて、せめて村の村営アパートを利用している方には、毎年同じような、これだけ観光が伸びて同じような申告はあり得ないと思いますので、その辺も含めて、村として指導ができないのか。大きな固定資産を建てて、固定資産を有する方は赤字だろうが、固定資産税という大きな税も発生します。その辺も含めて、いい方向、この村独自の何か形が考えられればと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず初めに出張も多くなってという話もございまして、確かに私の出張は多くなっておりますが、県道だったりいろいろありまして、出張も多くなってきておりますし、また2期目の終盤を迎えておりまして、いろいろな外郭の団体の役員を務めているということで、出張が多くなってきていることは否定をしません、いろいろと御迷惑がかからないように、副村長、以下課長の皆さんに頑張らせていただいているというところでございまして、御理解をよろしく申し上げます。

先ほどの御意見でございしますが、まず観光客がふえているので、税収も伸びるべきだろうというのは、普通に考えて、そういう話になろうかと思えます。ただ想定の話もさせていただきますが、観光客が落ち込みだしたのが平成21年からということで、その当時は各事業所の皆さん、固定資産税を含めて、なかなか払うのも大変な状況もあったというのも認識をしておりますし、そういうところからしっかりと税金を納めていただいたという過去もございまして。観光客がふえてきて、たしかに収入は上がっているのではないかと、うふうに私も思っておりますが、例えばこれまでできなかった設備投資、あるいは改修費用等に充てることによって、税金がふえないというわけではなくて、そこに必要経費として回している分、収益としての額がそんなに多くなっていないのではないかとというのが、ここ最近の私の見たようなイメージではございます。また私たちが税務調査という権限というよりも、青色申告会というしっかりとした税務署と連携している団体が間に入って、申告業務をしている状況でありますので、そこに大きな瑕疵は、間違いはないのではないかと、いう大前提のもとで、課税業務、あるいは徴収業務をさせていただいているというふうに認識をしておりますので、その辺は私のほうからは直接言及は控えさせていただきたいと思えますが、これからも観光誘致、一次産業の振興もそうなんです、産業の活性化をさらに推し進めるような施策を行政でも行っていくことで、さらなる活性化による税収の増というのを私は期待しておりますので、その中でまたしっかりと課税業務、それから徴収業務をさせていただきたいと思えます。どんどんお客さんが来ていただいて、一次産業が振興して、所得が上がれば税金がふえるというのが基本的な考えかと思っております。

それとあと自主財源という意味で言いますと、税金の中でもいろいろな税金がございまして。私が就任当初には否決をされてしまいましたが、法定外目的税とか、今で言いますと、環境省でいう入域料という制度もありますので、そういうところもしっかりと議論をしていく中で、新たな財源の確保というのにもしっかりと取り組める環境づくりをしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

わかりました。次に広報の中の6ページのほうで、クリーンセンターについてなんです、ここで生ごみの処理堆肥利用ということが書かれております。先ほど中村議員のほうで指摘もありましたが、生ごみ堆肥、生ごみをしっかりと堆肥として有効利用できる仕組みづくりをしっかりと考えてほしいと思えます。現在の

ごみ処理の体制の中では、かなり私は無理があると思います。この生ごみ処理に関しては、農業振興の中で考えていただきたいと思うのですが、別の形で生ごみ処理プラス農業振興に結びつけるような別の形をつくれないうちお願いしたいのですが、例えば生ごみ処理をするにも大変作業的にも多くの時間を費やし、そこに例えば重機、ユンボなどの機械が備われば、いろんな場面で活躍できると思います。ごみ処理の現場でも大変有効利用が可能だと思います。生ごみ堆肥化に関しても重機は必要だと思います。また今、多くの畑が遊休化していますが、その遊休農地の解消にも有効的に活用できると思いますし、例えば港の巻き上げ機の件が出ましたが、これはすぐにできるような話ではない、1年、2年先という話を聞いていますが、そこでも村でユンボを1台保有していたら、船の上架など、いい形で、いろんな場面で有効活用ができると思うのですが、その辺どう考えますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

まず私のほうからは生ごみの処理のことについてお答えしたいと思います。先ほど午前中、中村秀克議員から御指摘がありましたとおり、肥料登録対策ですか、いわゆる登録がまだ済んでおりませんので、それを進めまして、肥料として使えるようにしていきたいと思います。その後の活用につきましては、農業振興という立場から産業振興課と連携をして、それが利活用できるようにしていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。済みません、時間がないので、次の質問に移りたいと思います。次、9ページのふるさと納税についてなんですけど、ここで本年度の主な使い道等いろいろたわれている中で、阿嘉漁港新規遊具設置で600万円、このふるさと納税を活用した利用があります。質問はこの件に関してではないんですけど、このような遊具設置だったり、公園の利用にこの予算が活用できるのであれば、以前から阿真地区のほうで公園の設置の要望があったと思いますが、その辺でこの予算の活用ができないものかどうか、お願いしたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。確かにおっしゃるとおりに、9ページに阿真漁港の遊具の設置が記載されております。これはふるさと納税を活用した阿真付近への遊具の設置ですけれども、まずは整地、保護柵等を整備した後に、早期設置に向けて予算措置等を検討してまいりたいと思います。なお、設置に関しては我々はその辺、県の事業で公園化しましたので、その辺の費用は産業振興課で担当いたしまして、遊具の設置に関しては、公園ですので、総務・福祉課と調整をとりながら準備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

新年度に向けて設置をするということでもいいですか。わかりました。次に広報の中では最後になります。大変質問しづらいのですが、この広報の表紙に、フェリーごまみ3進水式に我が村からも多くの方が足を運んでいます。この選考基準等がありましたらお願いしたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

広報の一面に掲載されている村長その他の帯同に関してなんですけれども…、休憩をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

大変失礼しました。お答えいたします。このメンバーなんですけれども、建造委員会のメンバーと、それから補助を出してくれました沖縄県、そして村の監査委員等が中心となっております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。住民、自分も含めてやはり疑問に思うことは、陰でこそこそ、いちいちあだこうだ議論するのではなくて、本人に直接公の場で答えを聞きたいと思います。その前に、ここには村長もいます。副村長もいますが、本来、村長不在の際には副村長はできれば、役場を仕切っている立場で、お留守番という形で村に残ったほうがいいのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御指摘、確かにそのような点もあろうかと思えます。ただ、今回のフェリーの建造に関して、副村長という立場ではなくて、フェリーの建造委員、特に福祉政策・施策の観点から、あるいは女性の視点ということで、当時は総務・福祉課長、政策調整官という立場で建造委員に名を連ねていただいておりますので、そういう立場で参加をしてもらっております。留守に関しては、私たち村長、副村長が一度に島を離れるということは基本的にはつくらないようにしておりますが、それ以外でも何度かありましたけれども、そのときは例えば教育長であったり、あるいは各担当課長にしっかりと申し送りをさせていただいて、その中でまたいつでも連絡をとれる体制を整えた上で、2人の公務出張というのをさせていただいていることもままありますので、今回の出張に関しましては、建造委員という立場で参加をさせていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。また、この中で村長の身内も参加しておりますが、その辺はどのような理由があったのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。この辺は私の身内ということもありますので、まずは私からの答弁よりは課長からの判断

基準等について説明をさせていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

基準なんですけれども、クイーンさまみ3の進水式に学生の女性を連れていけないと言われた経緯がありまして、そのとき当時の船舶課長の娘を帯同させた経緯があります。また今回の進水式当日は平日でありまして、女子生徒を進水式に帯同させた場合、学校を3日間休ませることが大きな懸念材料となりました。また船舶建造委員会委員計画等委員会の席においても、村長の娘がいいのではないかという話がありましたので、それは課に持ち帰り検討して決定したところであります。また一般の住民に新造船、フェリーさまみ3に関心を持ってもらうために、フェリー名称を公募し、命名者には抽選で船舶の優待券、そして進水式に招待させていただきました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。理由がしっかりしていれば問題ないと思います。これを見た多くの住民がなぜだという疑問を持っていました。今後はこのようなケースが、しっかりと理由があるのであれば問題ないと思うのですが、この辺の場面も想定して、今後はいろいろ取り組んでほしいと思います。この件に関しては以上です。

最後に5番目、座間味村役場組織体制についてですが、先ほど宮平清志議員のほうからも少し触れていましたが、私が見る限り、かなり今の組織体制には無理があるのではないかと私は思います。若手職員に関しても1年目、2年目、今、村の役場内若返りを図る中、多くの業務、また管理職、課長に関しても一つの課で多くの部下、職員を抱えて、すみずみまでしっかりと目を行き渡らせることが本当に可能なのか、もう少し課の…、先ほど副村長のほうからも再編について見直す必要があるということも言っていましたが、それをいつ行動に移すのか。できれば本当に問題があるのであれば早急に、年が明ければ村長3期目に向けていろいろスタートすると思いますが、今の課題は今で解決して、新しい形で3期目をスタートできるように、今起こっている課題はみんなで解決して見直す必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

役場の組織体制についてでございます。私が最初の就任をさせていただいたのが、平成21年6月1日でございますが、当時の公約の中にも1丁目1番地と言われているのがごみ処理裁判の問題を含めて何点かございましたが、そのうちの1つが行財政改革でございました。財政の話は皆様にはこれまでも説明をさせていただいておりますので、あえて触れないでおきますが、今回質問のある組織体制についてでございます。

平成21年6月の時点で、私の部局でいいますと7課ございました。会計課、総務課、いわゆる福祉担当課、産業振興課、公営企業課、環境衛生課、税制課という7つの課がございまして、それぞれに課長がおりました。その7課体制と今の3課体制の間に5課にして、それから3つの課に再編成をさせていただいているところですが、まず7課のときは船頭多くてではないんですが、ここ近年といいますか、ここ十数年の流れといたしまして、行財政改革をしっかりとやらないといけないとは言いつつも、行政需要、あるいは行政の中での多様な事務がふえてきている中で、職員の確保が非常に難しい状況でございました。そういった状況も踏まえて、これからどうしていくべきかということで、課の整理縮小を、縮小といいますか、整理をさ

せていただいたところでございます。もちろんこれをやるに当たりましては、特に7課から5課に減ったときはそんなに大きな問題はなかったと思いますが、5課から3課にしたときにやはり懸念されていた材料といたしましては、課長の皆さんの負担が大きくなりますし、しっかりと部下の面倒を見ることができるのかという大きな懸念はありましたが、いろいろな見方ございます。例えば先ほどから話をしているように、行政需要がふえていますよ。いろいろな新たな行政の仕事がふえてきました。もちろん一括交付金もそうですが、できるだけ現場に出れる職員、というのは一般の職員をふやすことによって、目の前で起こっている仕事をしっかりとやってもらうことが一つ大きな仕事ではないかということでもあります。その反対側になるのがいわゆる課長の負担の増でありますので、その辺は今まさしく組織体制を含めて、見直しが必要なのかどうか、やるというよりも必要なかどうかという議論を、今させていただいているところであります。そういったところで、まずは7課から3課まで縮小をしてきているところです。

それともう1つは、退職者、定年退職を含めて、余りにも早い期間、短い期間の中で3分の1以上の職員が入れかわるという状況で、しっかりと管理職を育てる時間もなかった状況もあります。当時でいいますと、課長職についているのは今でいう2人しかおりませんので、そういった中で、新たに5課の状態の中でしっかりと課長の職務を遂行できる職員がまだまだ、もうちょっと育っていない状況もあったということも踏まえて、あえて3課にして、課長の負担増にはなったんですが、少しでも現場、あるいはディスクワークができる職員をふやしたいというのが私たち当初の組織の考え方でありました。あれからやがて4年近くになるわけなので、その辺についてもこれまでも何度か議員の先生方からも御指摘もありましたし、いろいろな意見もありますので、役場の中でこれはしっかりと議論をさせていただいて、一番大きな目標は村民の皆様にも不利益をこうむらせてはいけない、行政サービスを滞らせてはならないというのが大前提ですので、それを大前提に私たち組織がどうあるべきかというのを、まさしく今議論をさせていただいているところでございます。今しばらくこの内容につきましては、また議論の上、議員の先生方にもまた公表といたしますか、説明をさせていただければという感じで考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。新年度に向けて、いい形で我が村がスタートできるように、役場で働く職員一人一人が村の大切な人材の一人ですので、いい形で若手が育つようないい体制がとれたらと思いますので、よろしくお願ひします。これで私の質問を終わります。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

これで一般質問を終わります。

日程第6．議案第43号 専決処分の承認についてから議案第51号 平成28年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは議案の説明をさせていただきますが、全議案ともに先週行われました全協の中で詳細は説明させていただきました。かがみのみの朗読で省略をさせていただきます。御了承ください。

議案第43号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めらる。

記

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分した内容 | 座間味村一般会計補正予算（第5号）について |
| 2 専決処分の内容 | 別紙のとおり |
| 3 専決処分した日 | 平成28年10月17日 |
| 4 専決処分の理由 | 村道座間味阿佐線の用地購入に伴い、緊急に売買契約を行う必要があったが、議会の招集する時間的余裕がないことから専決処分をした。 |

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

村道座間味阿佐線の用地購入に伴い、緊急に売買契約を行う必要があったため、専決処分をしたので、議会の承認を求めらる必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

平成28年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

平成28年度座間味村一般会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,437,234千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年10月17日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰越金		126,728	3,377	130,105
	1 繰越金	126,728	3,377	130,105
歳入合計		2,433,857	3,377	2,437,234

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		303,523	3,377	306,900
	2 道路橋りょう費	229,784	3,377	233,161
歳出合計		2,433,857	3,377	2,437,234

議案第44号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

多様化する行政事務に対応し、住民サービスの低下を招くことがないよう定数を増員し、迅速、正確な行政運営に努める必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第13号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「32」を「34」に改め、同条第4項中「57」を「59」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議案第45号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例第1号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

平成28年度の人事院及び沖縄県人事委員会の勧告に基づく見直しを実施するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第14号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の80」を「100の85」に改める。

別表第1及び第2並びに第3を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200

4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200

	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
再 任 用 職 員 以 外 の	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800

職員	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				
99		295,700	343,700				

100			296,100	344,000			
101			296,300	344,300			
102			296,600	344,700			
103			297,000	345,100			
104			297,300	345,500			
105			297,500	346,000			
106			297,800	346,400			
107			298,200	346,800			
108			298,500	347,200			
109			298,700	347,700			
110			299,100	348,100			
111			299,500	348,400			
112			299,800	348,700			
113			299,900	349,200			
114			300,200				
115			300,500				
116			300,900				
117			301,100				
118			301,300				
119			301,600				
120			301,900				
121			302,300				
122			302,500				
123			302,800				
124			303,100				
125			303,400				
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

行政職給料表（単労職）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100

29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,700
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300

	61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
	62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
	63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
	64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
	65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
	66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
	67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
	68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
	69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
	70	209,800	251,900	281,700	310,500	
	71	210,100	252,400	282,500	311,000	
	72	210,700	252,900	283,200	311,500	
	73	211,000	253,100	284,000	311,800	
	74	211,600	253,500	284,700	312,300	
	75	212,100	254,000	285,500	312,800	
	76	212,900	254,500	286,300	313,200	
	77	213,100	255,000	286,900	313,400	
	78	213,800	255,400	287,400	313,700	
	79	214,300	255,900	287,900	314,000	
	80	214,900	256,400	288,300	314,300	
	81	215,600	256,700	288,700	314,600	
再	82	216,100	257,000	289,100	314,900	
任	83	216,700	257,300	289,600	315,200	
用	84	217,400	257,600	290,100	315,500	
職	85	218,000	257,800	290,500	315,700	
員	86	218,600	258,000	291,100	316,100	
以	87	219,100	258,300	291,700	316,400	
外	88	219,800	258,600	292,300	316,600	
の	89	220,300	258,800	292,600	316,800	
職	90	220,900	259,000	293,100	317,100	
員	91	221,500	259,400	293,600	317,400	
	92	222,000	259,600	294,000	317,700	

93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	
104	228,100	263,000	299,000	
105	228,500	263,200	299,300	
106	229,000	263,400	299,700	
107	229,500	263,700	300,100	
108	229,900	263,900	300,500	
109	230,100	264,200	300,800	
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	
116	233,300	265,900	302,900	
117	233,600	266,200	303,100	
118	234,000	266,500	303,400	
119	234,400	266,800	303,700	
120	234,800	267,100	303,900	
121	235,200	267,200	304,100	
122		267,500	304,400	
123		267,800	304,700	
124		268,100	304,900	

	125		268,200	305,100		
	126		268,500	305,400		
	127		268,800	305,700		
	128		269,100	305,900		
	129		269,200	306,100		
	130		269,500	306,400		
	131		269,800	306,700		
	132		270,100	306,900		
	133		270,200	307,100		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			
再任用職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

別表第2 (第3条関係)

海事職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145,100	188,800	222,900	256,500	288,600	317,000
	2	146,100	191,000	224,600	257,900	290,000	318,900
	3	147,200	193,200	226,100	259,400	291,400	320,400
	4	148,200	195,400	227,500	261,100	292,800	322,100
	5	149,200	197,500	228,800	262,800	294,100	323,900
	6	150,500	199,400	230,500	264,700	295,400	325,400
	7	151,800	201,300	232,200	266,400	296,700	327,100
	8	153,100	203,200	233,900	267,900	298,000	328,600
	9	154,200	205,000	235,400	269,200	299,400	330,300

10	155,700	206,600	237,100	271,000	300,600	331,900
11	157,300	208,200	238,900	272,700	301,700	333,500
12	158,800	209,800	240,600	274,400	302,900	335,000
13	160,100	211,400	242,200	275,900	304,000	336,600
14	161,600	213,000	244,000	277,400	305,000	338,200
15	163,100	214,400	245,800	278,900	305,800	339,800
16	164,700	215,900	247,500	280,400	306,800	341,200
17	166,100	217,100	249,200	281,800	307,700	342,700
18	167,800	218,500	251,100	283,200	308,700	344,300
19	169,500	219,900	253,000	284,500	309,500	346,000
20	171,200	221,200	254,600	285,900	310,200	347,600
21	172,800	222,200	256,200	287,400	311,100	349,200
22	174,800	223,600	257,600	288,700	311,900	350,800
23	176,700	225,000	259,100	290,200	313,000	352,400
24	178,600	226,400	260,800	291,600	314,000	354,000
25	180,300	227,700	262,400	292,900	314,700	355,200
26	182,100	229,000	264,300	294,200	315,500	356,800
27	183,900	230,400	266,000	295,400	316,300	358,400
28	185,700	231,800	267,600	296,700	317,100	359,900
29	187,300	233,100	268,800	297,900	318,000	361,400
30	189,400	234,600	270,600	299,000	318,900	362,700
31	191,500	236,000	272,200	300,000	319,700	364,200
32	193,600	237,300	273,800	301,100	320,300	365,700
33	195,500	238,400	275,300	302,300	321,200	366,800
34	197,400	239,300	276,700	303,200	322,100	367,800
35	199,300	240,000	278,200	304,200	323,000	369,000
36	201,200	241,100	279,600	305,200	323,800	370,100
37	203,000	241,800	281,000	306,200	324,600	371,200
38	204,600	243,100	282,300	307,200	325,500	372,400
39	206,200	244,200	283,500	308,100	326,400	373,400
40	207,800	245,400	284,800	309,200	327,300	374,500
41	209,200	246,200	286,400	310,200	327,900	375,400

42	210,800	247,500	287,700	311,100	328,800	376,400
43	212,400	248,700	289,000	312,000	329,600	377,300
44	214,000	250,200	290,300	312,900	330,400	378,300
45	215,400	251,200	291,800	313,800	331,300	379,300
46	216,700	252,600	293,100	314,700	332,100	380,100
47	217,900	253,900	294,400	315,500	332,900	381,100
48	219,200	255,100	295,700	316,200	333,700	382,000
49	220,600	256,300	296,700	317,100	334,300	382,800
50	221,800	257,700	297,900	317,900	334,800	383,800
51	223,000	259,100	298,900	318,700	335,400	384,600
52	224,100	260,500	300,200	319,400	336,000	385,300
53	225,400	261,500	301,500	319,900	336,400	386,300
54	226,700	262,900	302,600	320,700	337,000	387,100
55	227,900	264,100	303,600	321,500	337,600	388,000
56	229,100	265,300	304,500	322,200	338,200	388,700
57	230,200	266,400	305,600	322,700	338,500	389,600
58	231,400	267,700	306,600	323,300	339,100	390,400
59	232,600	268,900	307,700	323,900	339,700	391,200
60	233,800	270,200	308,700	324,600	340,300	392,000
61	235,000	271,200	309,700	325,200	340,500	392,500
62	236,100	272,400	310,600	325,700	340,900	393,200
63	237,000	273,400	311,700	326,200	341,200	393,800
64	238,100	274,700	312,700	326,700	341,700	394,500
65	238,700	276,000	313,500	326,900	341,900	395,100
66	239,700	277,200	314,400	327,400	342,300	395,600
67	240,500	278,400	315,200	328,000	342,700	396,000
68	241,600	279,300	316,100	328,600	343,100	396,500
69	242,400	280,300	317,000	329,000	343,600	397,200
70	243,200	281,200	317,700	329,400	344,000	
71	243,900	282,100	318,300	329,800	344,400	
72	244,800	283,000	319,000	330,200	344,900	
73	245,600	283,900	319,300	330,400	345,500	

	74	246,300	284,600	319,800	330,600	346,000
	75	246,800	285,200	320,300	330,800	346,500
	76	247,400	285,800	320,700	331,000	346,900
	77	247,700	286,300	321,200	331,400	347,200
	78	248,200	286,900	321,700	331,600	347,600
	79	248,800	287,500	322,300	331,900	348,000
	80	249,500	288,000	322,900	332,200	348,400
	81	249,900	288,600	323,500	332,500	348,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	82	250,300	289,200	323,900	332,900	349,100
	83	250,500	289,700	324,200	333,200	349,500
	84	251,000	290,300	324,500	333,600	349,900
	85	251,300	290,700	324,700	333,900	350,300
	86		291,000	325,000	334,200	350,700
	87		291,400	325,200	334,600	351,100
	88		291,800	325,500	335,000	351,500
	89		292,000	325,800	335,200	351,900
	90		292,400	326,100	335,500	
	91		292,800	326,300	335,800	
	92		293,100	326,600	336,200	
	93		293,300	326,800	336,600	
	94		293,700	327,000	336,800	
	95		294,100	327,400	337,100	
	96		294,500	327,800	337,400	
97		294,700	328,000	337,700		
98		294,900	328,300	338,000		
99		295,100	328,700	338,300		
100		295,400	329,100	338,600		
101		295,800	329,200	338,800		
102		296,100	329,400	339,100		
103		296,300	329,600	339,400		
104		296,500	329,900	339,700		
105		296,800	330,200	339,900		

	106			330,500	340,300		
	107			330,700	340,500		
	108			331,000	340,700		
	109			331,300	341,000		
	110			331,600			
	111			331,900			
	112			332,200			
	113			332,400			
再任用職員		214,300	228,800	230,800	252,900	281,400	311,200

備考 この表は、船舶に乗り込む職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	274,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300

15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900

47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,400
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
	94	280,900	314,200	347,600	365,600	
	95	281,800	314,900	348,300	366,000	
	96	282,800	315,500	348,900	366,300	
	97	283,600	316,200	349,300	366,900	
	98	284,400	316,500	349,700	367,400	
	99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400		
101	286,700	318,200	351,100	369,000		
102	287,500	318,800	351,500	369,500		
103	288,300	319,400	352,000	370,000		
104	289,100	320,000	352,400	370,400		
105	289,800	320,400	352,700	371,000		
106	290,300	320,900	353,200	371,500		
107	290,800	321,400	353,600	372,000		
108	291,300	321,900	353,900	372,500		
109	291,500	322,300	354,400	373,100		
110	291,800	322,700	354,900	373,500		

111	292,000	323,000	355,400	374,000
112	292,400	323,300	355,900	374,500
113	292,700	323,700	356,400	375,100
114	292,900	324,100	356,900	
115	293,300	324,500	357,400	
116	293,600	324,800	357,800	
117	293,900	325,000	358,200	
118	294,200	325,300	358,600	
119	294,500	325,700	359,100	
120	294,900	325,900	359,600	
121	295,200	326,100	360,000	
122	295,600	326,400	360,500	
123	295,900	326,700	361,000	
124	296,300	327,000	361,500	
125	296,500	327,200	361,800	
126	296,700	327,500		
127	297,000	327,900		
128	297,400	328,100		
129	297,600	328,200		
130	297,900	328,500		
131	298,300	328,900		
132	298,700	329,100		
133	298,900	329,400		
134	299,200	329,800		
135	299,600	330,200		
136	299,900	330,600		
137	300,100	330,900		
138	300,400	331,300		
139	300,800	331,700		
140	301,100	332,100		
141	301,300	332,400		
142	301,700	332,800		

143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						
166	308,800						
167	309,100						
168	309,400						
169	309,800						
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 条例第20条中「100分の85」を「100分の90」と読み替え、平成28年12月1日から平成29年3月31日まで適用する。

議案第46号

座間味村多用途住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村多用途住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

平成28年12月14日

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、座間味村多用途住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第15号

座間味村多用途住宅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、村の活性化に貢献する者の住宅の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき座間味村多用途住宅（以下「多用途住宅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 多用途住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 座間味村多用途住宅
- (2) 位置 沖縄県島尻郡座間味村字座間味147番地
(入居者の資格)

第3条 多用途住宅に入居することができる者は、次の条件を全て具備する者でなければならない。

- (1) 公営住宅法の入居資格を充たしていない者
- (2) 本村が招聘する等、特殊な資格を有する者
- (3) 地域の活性化、教育の振興に寄与しようとする者

(4) 入居後、その多用途住宅に住民登録ができる者

(5) 租税などの滞納がない者

(6) その入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居期間）

第4条 多用途住宅を利用できる期間は、1年とする。ただし、在任期間が定められている者については、その任期中は延長することができる。

（入居の申込み）

第5条 第3条に規定する入居者資格のある者で、多用途住宅に入居しようとするものは、村長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

（入居者の決定）

第6条 村長は、前条の規定により入居の申込みがあった者を入居資格等審査した後、入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

2 入居の申込みをした者が戸数を超えるときは、選考により入居を決定する。

（入居の手続）

第7条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、村長が適当と認める連帯保証人1人の連署する請書を提出すること。

2 入居決定者が、やむを得ない事情により、入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、村長が別に指示する期間内に同項の規定による手続をしなければならない。

3 村長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 村長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の規定による手続をしないときは、多用途住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 村長は、入居決定者が第1項又は第2項の規定による手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに多用途住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から7日以内に入居しなければならない。ただし、特に村長の承認を受けたときは、この限りではない。

（同居の承認）

第8条 入居者は、当該多用途住宅への入居の際に同居させようとするときは、村長の承認を得なければならない。

（家賃）

第9条 多用途住宅の家賃（以下「家賃」という。）は、月額15,000円とする。

（家賃の変更等）

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、家賃を変更し、又は第11条の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。

(1) 物価の変動に伴い、家賃を変動する必要があると認めるとき。

(2) 多用途住宅を改良したとき。

(家賃の納付)

- 第11条 村長は、入居者から第7条第5項に規定する入居可能日から当該入居者が多用途住宅を明け渡した日（第18条第1項の規定による明渡しの請求をしたときは、明渡しの請求をした日）までの間、家賃を徴収するものとする。
- 2 入居者は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居者が月の途中で新たに入居した場合又は明け渡した場合においては、その月の家賃は日割計算により算出した額とする。
- 4 入居者が第17条に規定する手続を経ないで多用途住宅を立ち退いたときは第1項の規定にかかわらず、村長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促及び延滞金の徴収)

- 第12条 村長は、家賃を前条第2項に規定する期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 村長は、入居者が前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付させることができる。
- 3 村長は、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(修繕費用の負担)

- 第13条 多用途住宅又は共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、村の負担とする。
- 2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項の修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、村長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

- 第14条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。
- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 共同施設の維持及び運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の多用途住宅の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

- 第15条 入居者は、多用途住宅又は共同施設の使用等について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
- 2 入居者の責めに帰すべき事由により、多用途住宅又は共同施設が滅失し、又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
- 3 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 4 入居者が多用途住宅を引き続き15日以上使用しないときは、村長の定めるところにより、届出をしなければならない。

- 5 入居者は、多用途住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 6 入居者は、多用途住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。
- 7 入居者は、犬、猫その他の動物を飼育してはならない。ただし、その飼育について医師の指示がある場合など、特別の事情がある場合は、村長の定めるところにより、許可を得て飼育することができる。
- 8 入居者は、多用途住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、村長の承認を得たときは、この限りでない。
- 9 村長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該多用途住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。
- 10 第8項の承認を得ずに多用途住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の検査)

第17条 入居者は、多用途住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに村長に届け出て、村長の指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 入居者は、第15条第8項ただし書の規定により多用途住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第18条 村長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該多用途住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 当該多用途住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上多用途住宅を使用しないとき。
- (5) 第11条又は前条の規定に違反したとき。
- (6) 入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明したとき。

- 2 前項の規定により多用途住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該多用途住宅を明け渡さなければならない。

- 3 村長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間についてはそれまでに支払を受けた家賃の額とは別に、それまでの期間の家賃の額とその金額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を徴収することができる。

- 4 村長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該多用途住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(立入検査)

第19条 村長は、多用途住宅の管理上必要があると認めるときは、村長の指定する者に多用途住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をすることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している多用途住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該多用途住宅の入居者の承諾を得なければならない。

(暴力団員情報の提供依頼)

第20条 村長は、第6条第1項の決定若しくは第8条の承認をしようとするときは、第3条第6号及び第

18条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、所管警察署長に対し情報の提供を求めることができる。

(過料)

第21条 村長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に科する。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第47号

工事請負契約について

平成28年度村道座間味阿佐線道路改良工事（2工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成28年度村道座間味阿佐線道路改良工事（2工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 69,120,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,120,000円）
- 4 契約の相手方 南城市大里古堅629-1
有限会社 ザマミ建設
代表取締役 津波古英孝

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成28年度村道座間味阿佐線道路改良工事（2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提案する理由である。

議案第48号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画（平成28年度～32年度）に事業の追加（超高速ブロードバンド環境整備促進事業）が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項及び第7項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

沖縄県による本村の超高速ブロードバンド環境整備促進事業が平成28年度補正予算で措置されることになり、村負担分について過疎債の起債を要するため。

これが、本議案を提案する理由である。

議案第49号

平成28年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

平成28年度座間味村一般会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,922千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,553,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		844,831	42,557	887,388
	1 地方交付税	844,831	42,557	887,388
11 使用料及び手数料		66,500	1,600	68,100
	1 使用料	60,260	1,600	61,860
13 県支出金		960,397	6,190	966,587
	2 県補助金	916,721	3,216	919,937
	3 県委託金	31,201	2,974	34,175
16 繰入金		76,157	19,058	95,215
	2 基金繰入金	76,156	19,058	95,214
17 繰越金		130,105	6,456	136,561
	1 繰越金	130,105	6,456	136,561
18 諸収入		12,780	37	12,817
	4 雑収入	12,778	37	12,815
19 村債		182,400	40,024	222,424
	1 村債	182,400	40,024	222,424
歳入合計		2,437,234	115,922	2,553,156

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,105,683	85,389	1,191,072
	1 総務管理費	1,076,423	84,806	1,161,229
	2 徴税費	10,673	583	11,256
3 民生費		167,332	1,878	169,210
	1 社会福祉費	146,976	1,878	148,854
4 衛生費		166,375	4,210	170,585
	1 保健衛生費	107,759	4,173	111,932
	2 清掃費	58,616	37	58,653
6 農林水産費		115,414	2,043	117,457
	1 農業費	21,922	450	22,372
	2 林業費	60,830	1,274	62,104
	3 水産業費	32,662	319	32,981

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		306,900	8,689	315,589
	1 土 木 管 理 費	8,713	△380	8,333
	2 道 路 橋 り よ う 費	233,161	2,952	236,113
	3 河 川 費	11,175	1,138	12,313
	4 港 湾 費	4,238	1,705	5,943
	5 下 水 道 費	27,022	△778	26,244
	7 空 港 費	20,028	4,052	24,080
9 消 防 費		24,566	668	25,234
	1 消 防 費	24,566	668	25,234
10 教 育 費		235,276	△4,135	231,141
	1 教 育 総 務 費	89,876	610	90,486
	3 中 学 校 費	33,579	△5,000	28,579
	4 幼 稚 園 費	35,071	100	35,171
	6 保 健 体 育 費	22,714	155	22,869
12 公 債 費		165,789	17,180	182,969
	1 公 債 費	165,789	17,180	182,969
歳 出 合 計		2,437,234	115,922	2,553,156

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
1 臨時財政対策債	34,000	△5,976	28,024	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め15年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
4 過疎債 ・超高速ブロードバンド環境整備促進事業	0	46,000	46,000	(借入時期) 平成28年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年に繰り延べて起債することができる。		
計	34,000	40,024	74,024			

議案第50号

平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,031千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		53,949	1,031	54,980
	1 一般会計繰入金	53,948	1,031	54,979
歳入合計		243,691	1,031	244,722

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		8,406	1,031	9,437
	1 総務管理費	8,363	1,031	9,394
歳出合計		243,691	1,031	244,722

議案第51号

平成28年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

平成28年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,578千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,691千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		60,000	△4,800	55,200
	1 国庫補助金	60,000	△4,800	55,200
4 繰入金		27,022	△778	26,244
	1 繰入金	27,022	△778	26,244
歳入合計		130,269	△5,578	124,691

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		107,837	△5,578	102,259
	1 下水道事業費	107,837	△5,578	102,259
歳出合計		130,269	△5,578	124,691

以上、一括して説明をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7．議案第43号 専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは前回の全協の中で聞いたものですが、これは座間味阿佐線の道路に係る一部の土地でありますよね。もうほかにそういう場所はないのか。これで全部土地の問題は解決済みなのかお伺ひします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。今回、専決処分した件ともう1件あります。それに関しましては、一般会計で補正予算を組んでおります。これで阿佐線に関する用地買収は完了となります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。じゃあ、スムーズに工事が進めば開通も早いということですね。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

はい、用地交渉が順調に進んでおりますので、あとは工事のみとなっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第43号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第44号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番 (宮平喜文議員)

議案第44号、定数条例に関する条例ですね、私、せんだって、全協が終わった後に大変ショックを受けました。というのはですね、一般質問で出していないんですけども、全協が終わった後、事務局事務室に入ったら、3名職員が辞められますという一報が入ってきたんです。そこで村長、副村長、総務課長は怒らないで聞いていただきたいと思います。この定数条例で2人をふやすという条例が出ていますね。今、3人が、聞くところによると年内に辞めるという話をお伺いしました。年度内ですよ、年内。ということは、12月28日の御用納めが終わると、その3名は下手するといない。とすると、2人の増員プラス3名の分もカバーしなければいけないということになりますか。まず、その1点からお伺いします。

○ 議長 (宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長 (垣花 健)

御指摘のとおりです。

○ 議長 (宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番 (宮平喜文議員)

わかりました。順を追っていきますとですね、きょうは執行部の皆さんいますけれども、来年はまた2人退職者が出ます。とすると、5名、しかもまた来年2人、その2人を見込んでの5名増、あるいは要するにカバーしていくという形なんですか、そこをもう一度お聞きします。それともその2人の分に関しては、また新たに増員を図る予定ですか。その辺をお聞きします。

○ 議長 (宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長 (垣花 健)

お答えします。まずは、定年退職の2名と、中途退職者3名、5名の採用を来年4月に予定をしております。今回の増員とはまた別の案件であります。

○ 議長 (宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番 (宮平喜文議員)

わかりました。この提案理由に、確かに多様化する行政事務に対し、住民のサービスの低下を招くことがないように定数を増員し、敏速、正確、行政運営に努める必要があると。それは最も、私たちもそれは非常に危惧されていることです。ただ、この問題は、当然村長、先ほど最後の一般質問の中でも触れていましたけれども、この5年ぐらいに20名前後が辞められるというのは当然わかっていたわけですよ。私が去年、村長に市町村課の税収で座間味村が37位ぐらいの地位がありました。そのときにやっぱり適材適所が必要じゃないですかと村長に問いかけました、覚えていらっしゃると思いますけれども、そうすると、うちの職員はみんな優秀ですから、それは初年度であろうが、ベテランであろうが、中堅であろうが対応可能ですよということをお答えになりました。それから私は副村長に、総務課長時代に、職員に対して村では対応できないんですかと言ったら、やっぱり多様化する事務に対しては、村の人材だけでは不足ですと。島外、県外からも誘致して、いい職員を採用したいということを私と話したことがありますが、覚えていらっしゃると思いますけれども、じゃあ、今、私たちいつも役場に來ていろいろ発行業務とか納付とかしたりするけれども、

確かに新庁舎で非常に目新しくて、明るくて、一番いい職場環境づくりは当然できています。ところがですね、職員が非常に暗いんですね。これは私だけじゃないです。退職されたOBの皆さんも、イッター役場ヨ一、行ったらとても暗いんだよと、どうしてなのと。やっぱりですね、村長、そこは真摯に受けとめていただきたいんですよ。そういう職場環境づくり、人づくりをどういう形で構築しているのか。しかも、新たに採用された方が1年以内に、もちろん病気、あるいはそのままの理由等もあるかもしれないけれども、じゃあ採用するときに、それだけのそういった裏づけがとれなかったのかどうか。

今確かに、商工会とか青年部、婦人部、外郭団体は非常に活発です。商工会も含め、観光協会、漁協等も含めてとっても活発です。ところが肝となるのが役場なんですね。役場が体力がないと、ひいては向こうまで響いてきます。今はそういうこと、形はまだ見えてこないんですが、役場に体力がないと、そういう面では後々、非常に住民サービスがもちろん、何回もさっきからおっしゃっている住民サービスが低下しないように心がけているということは、重々今いろいろ話を聞いてわかりますけれども、いわば、この人材育成、それからその新人採用に対して、今後どういうふうな取り組みを持っておられるのか。はっきり言って、座間味村役場に採用された。こんなきれいな庁舎に採用された。座間味村役場に就職できたという、楽しみを持って皆さん入ってきたと思うんですよ。ところがなぜそんな早く崩れるのかというのが、とても今疑問で、私この前、全協が終わった後にその話を聞いたもので、その前にその話をしていれば、当然、一般質問でも出しましたけれども、この中で言おうか、それとも補正の中で言おうかと迷っていましたが、今、条例改正なものですから、これに一番属するんじゃないかなということで今申し上げているんですけれども。この新規採用に対して、また1月15日に採用試験をやるという話も聞いていますけれども、果たしてどういう形で人材育成、人材づくりをしようとしているのか。そちらをもう一度、村長お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどから御指摘があるように、職員の3名が退職するというのは事実でございますが、この退職理由につきましては、どこまでしゃべっていいのかというのは私もわかりませんが、少なくとも個人のプライバシーの侵害等も発生する可能性もございますので、個々の退職理由についてはこの場で、この場でといたしますか、説明は差し控えさせていただきたいと思っております。それとこれまでの採用試験に関しましては、私が就任して以降、採用選考委員には議長にも就任をしていただきまして、あるいは社会福祉協議会の会長等にもお願いをさせていただいて、公平、公正な目で、試験を受けるだけではなく、面接に関しても全員の前でやっていただくということで、そこには私はもちろん入っておりませんが、いろいろな視点から各受験者に対しての総合的な判断をさせていただいているということをまず御理解いただきたいと思います。

その後、採用が決まってから、短期の間で辞めるというのは私にとっても本当に不本意なことございまして、これもある意味、1つの理由といたしましては、私の責任者としての、代表としての至らなさが多少あったのかもしれないというふうに考えますと、痛恨の極みではございますが、本人たちの、皆さんの意思も尊重しながら今回の退職が決定したということでございます。

採用に当たりましては、今年度に限らず、先輩方とのコミュニケーションを図るために、パートナーを組んでもらって、いろいろと相談事をしてもらったり、あるいは職員同士、新人職員同士でのコミュニケーションをどんどん図ってくれという話もさせていただいておりますし、採用から約1カ月から2カ月にかけて定期的に私を含め、幹部職員からの講話等々を含めた実務研修会等も行っているところでございます。そういう状況の中で今回の退職ということになったものですから、本当に残念ではあります。ただおのおの、いろいろな考え方の中での次の人生を決めたという話も聞いておりますので、就職の先も考えていきたいと

いう話も聞いておりますので、そこは個人の考え方を尊重させていただいたということでもあります。

できるだけこういうことがないようにしたいとは思いますが、なかなか採用の時点でそこまで判断し得る材料がなかなか私たちにはありませんので、そこはちょっと厳しい部分があるかと思えますけれども、次回からの採用に関しましても、しっかりと働いていただけるような明るくて、元気のある、若い職員だけではないんですが、採用枠の中でしっかりとした職員を採用していくように、私どもなりに頑張っていきたいと思えますし、またこれからも引き続き外部の方をお願いをして、選考過程については透明性を高めた形での採用をさせていただきたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私も、今さら言ったことではないんですけれども、この四、五年で20名以上、もちろん船舶職員も含めて、退職、勸奨いろいろありました。もちろんそれは村長も承知の上で新しい村づくりを目指してやっていることだと思うんですけれども、冒頭申し上げたように、このきれいな庁舎で働いて、座間味村役場に働いてよかった、就職できてよかったという環境づくりをしていただいて、もちろんそこに書いているように、住民サービスの低下のないようなことを努めて、厳重に注意してこれから進めていってほしいという要望でございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第44号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第45号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

この議案第45号、1枚ペラであるんですけれども、これは差し替えなんですかね。差し替えなのか、私聞いていなかったのかと思って、両サイドに聞いたら、両サイドもこれがあること自体わからなかったということで、差し替えがあるならあるで事前に言ってくれないと困るんですけれども。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

申しわけございません。メンターの部分、差し替えがございます。ちょっと脱字がございますして、括弧の中の条例「第」という言葉が抜けておりましたので、差し替えをさせていただきました。説明不足に関しましては、おわび申し上げます。済みませんでした。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

この「第」の字にチェックが入っていたので、この脱字かなと思って理解をしていたんですけども、私が聞き逃したかなと思って、どうしようかなと思ったので、両サイドともあること自体わからなかったということで、誰も見ていないかなと思って、やっぱり差し替えがある場合はちゃんと報告してほしいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第45号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第46号 座間味村多用途住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

条例の件ではないんですけども、今建築中だと思いますが、完成予定がわかればと。あと、すぐ入居できるのかどうかということを伺います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

完成予定に関しましては2月末を予定しております。入居に関しましては、管理の部門は総務・福祉課となっておりますのでお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

4月からすぐ入れるように、入居の準備はしていきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この同居の承認のところで、ページが打たれていないからわかりません、2枚目ですか、家賃を月額1万5,000円とすると載っていますけれども、この多用途住宅に恐らく入られる方はそこそこ、それなりの収入がある方々、あとはいろいろ外部から来た人たちとか、ということのを全協でも聞いたんですけども、それ以外には家を改修するとか、そういう以外は1万5,000円とすると、これ1万5,000円で採算性が引き合うのかどうか、その辺をお伺いします。それでまた、その基準となった1万5,000円というのは、どういう根拠で1万5,000円という家賃になっているのか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですけれども、多用途住宅の家賃の算定の基準は、1戸当たりの建設費の村の実質負担額を計算しております。計算いたしますと、実質負担額1戸当たりは308万9,000円という価格になっております。それから47年の耐用年数の間に係る、例えば維持管理、屋根の防水や張りかえ、外壁の塗り替え、それから給湯器等の取りかえ、畳の張りかえ、空調機の取りかえ等を計算いたしまして、1戸当たりこの家賃の金額になっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。でも、余りにもちょっと安いような気がして、みんながうらやましがらんじやないかなと、ちょっと懸念されますけれども、そういう事情であればそれはそれとして受けとめます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

入居の条件ですけれども、これはあくまでも世帯主の条件としてですよね。その条件が以前に夫婦の中に、条件に都合が悪いけれども、別の公共施設で、条件で借りられた方もいますので、そういった面もちゃんとした調査は入るのか、この辺をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、そういったことは想定しておりません。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

今の質疑と少しかぶると思うんですが、例えば対象者、一緒に同居する相手が家族だと問題はないと思うんですが、家族ではない、例えば彼女だったりした場合には、籍は入っていないけれども、どういう扱いになるんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、第8条のほうをごらんいただきますと、同居の承認というところがございまして、村長の承認を得なければならないとなっております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

わかりました。じゃあ、家族じゃなくても入れる場合があるということですね。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 座間味村多用途住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 座間味村多用途住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第47号 工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

図面を見ますと、ほぼ完了に近い状態なんですが、これが終わって、さらに残りの工事があるのか。

これが最終区なのか、そうしたら後にあるんだったら、あと何工区で、何年までには終了するのか、わかればお知らせください。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

この工区で全工事完了です。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。安全第一で、早期の開通を願っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

契約のほうが指名競争入札となっていますけれども、参考までに、昨今いろんな情報が流れて、近くの離島でもいろんなことが起こっていますので、指名競争入札ということになっていますけれども、何業者ぐらいいあったんですか。参考までにそれを教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

10業者指名いたしましたので、そのうち5件が棄権となりましたので、5業者による入札となりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第48号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

これは光回線だと思うんですが、これは海底ケーブルはもう敷設されていると聞いたんですが、これは陸上部分に関しての予算でしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

これに関しては、昨年で座間味島まで海底ケーブルが来ていますが、座間味島と阿嘉島間の海底敷設の分になります。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

ということは、陸上部分はこれから先ということになるわけですね。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

陸上部分につきましては、平成29年度以降ということになります。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

これは村で、要するに国、県からもお金、総工費として幾らかかるんでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

総工費といたしましては、6億1,400万円程度かかりまして、補助金が90%という形に、1割村の負担ということになります。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第48号 過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第49号 平成28年度座間味村一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

12ページ、環境整備の一番上、再生エネルギー等導入促進基金事業、再生エネルギーはどんな再生エネルギーの導入を考えているのでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

これにつきましては、現在、事業を進めているところですが、避難場所への誘導灯の設置になります。10基分の追加を予定しております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

再生エネルギーということは、太陽光で充電してやる照明設備ですか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

そのとおりでございます。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

15ページをお開きください。ここに港湾管理費、港湾修繕費で170万5,000円、どこの港湾整備ですか、教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今回、補正に計上しました補正額ですけれども、座間味港緑地公園のトイレを中心とした修繕費というふうに考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

12ページの農業費の賃金のほうで、林道やウハマの清掃係賃金がうたわれているみたいですが、二、三日前に失対作業であったり、お年寄りからの指摘なんですけど、いつも腰の高さまで草が伸びきった状態で草刈りを依頼されると。短い草を刈ると長い草を刈るとではかなり時間的にも全然違うと思うので、一度、もう少し予算の枠をふやして、3カ月に1回程度同じ場所を刈れるような、流れを1回つくれば、短い段階で草を刈れば、そんなに1カ所で多くの時間をかけないで清掃できると思うので、全体的にもう少し賃金等、今あっちこっち、結構伸びている場所もあつたりしますので、観光している、山を散策している人にとっても気持ちのいい散歩ができるような、景観、美観も含めて、もう少し賃金を考えてほしいと思いますが。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

ありがとうございます。その辺、新年度予算に反映させていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

11ページ、財産管理費の土地購入費3,000万円、どちらの土地ですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

阿真地区でございます土地の購入の予定でございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

阿真地区のどの辺、ちょっと聞き逃しましたので。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

まだ交渉成立しておりませんので、詳しいことは申し上げられませんが、阿真のキャンプ場付近の土地でございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。

同じ土地購入ですが、14ページ、道路改良工事の170万円、これもお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほど申したとおり、今回の専決処分の次にもう1件あるという土地の購入費となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これ、今回の補正とは直接関係ないんですが、阿嘉、慶留間地区の住宅整備の事業の金額が、3月の新年度予算のとき費目存置だけ残してどうなっているのか。村長に公約も、1年ですけれども、どうなのかと伺いまして、やる計画で名前を残しているということで、もうこれが最後の機会だと思って、一般質問でも出せなくて、見たら載っていないと。見解をお伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

予算を流してしまった件がございまして、なかなか前に進まない状況でございますが、できるだけ早い年度で整備をしたく、今年度も、次年度に向けて要望中ではございます。ただ、まだ県、国の予算も確定をしておりますので、来年できるかどうかというのは今申し上げることはできませんけれども、できるだけ早い時期に阿嘉、慶留間地区に公営住宅をつくるということの話をさせていただいておりますので、引き続き、しっかりと予算要望をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

確かに阿佐地区から入札がなかなかできなくて、何回か流れて、阿嘉、慶留間もそうだったんですけども、そうすると先ほどの多用途住宅は何ですんなり、あんなにして、もう2月完成予定という、大体似たような規模じゃないかなと思うんですけども、こういった面で何か違いがあるのかお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず、多用途住宅と公営住宅との大きな違いは、まず阿嘉島に2世帯分、慶留間島に2世帯分ということで、それを一括発注ということもありまして、事業所がなかなか見つからなかったという経緯がありました。発注の年度もまた違っておりますので、一概になぜかという理由は私も、ちょっとここでは言うことが難し

いと思っておりますが、もろもろのやっぱり離島特有の問題も含めて、ここ数年は建築に関してはございますので、そこまでしか説明できないんですが、とにかく私たちとしては、この問題については沖縄県、あるいは総合事務局とも相談をさせていただきながら、離島の建築発注に関して、入札不調がないような環境づくりをしていこうということで勉強会と申しますか、いろいろな意見交換会もさせていただいております。できるだけ、このようなことがないようにまた努めていきたいというのが、現状で御報告できる内容でございます。ぜひ、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

村長の頭の中から消えていないことに安心いたしました。年度もわずか、任期も5月で、また新たな挑戦が始まると思うんですけれども、やっぱりそのことを島の人也非常に待っていますので、早目に解決するようにお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

済みません、同じ14ページ、道路維持費の村の草刈り賃金ですけれども、1,900万円あって、さらに128万円の補正ですが、これは何か予定している場所があるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その件ですけれども、先ほど譲治議員からもありましたとおり、観光地でありますので、村道ないし、そういった幹線道路が草の伸びているところ多くありますので、その辺、道路環境の美化という形で予算を組んでおります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成28年度座間味村一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号 平成28年度座間味村一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第50号 平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第50号 平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第51号 平成28年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

7ページ、最後のページをお開きください。通例でしたら、下水道建設費というのは、例年でしたら、いつも増減、増減の補正があったんですけども、今回はマイナス557万8,000円と、これは要因はどのような形で少なくしているんですか。ちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その件ですが、今回、座間味浄化センターの機器の整備、そしてマンホールポンプの機器の整備を行いました。その予算残となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。じゃあ、これ以上、後で足りなくてふやすということはないですね、大丈夫ですね。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

そのようなことはないと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成28年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 平成28年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

日程第16．発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

発議第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第9号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、原案のとおり決定されました。

発議第9号

平成28年12月14日

座 間 味 村 議 会

議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会
議員 中村秀克
賛成者 座間味村議会
議員 中村 勇

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日

座間味村議会議長 宮里祐司

あて先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

○ 議長（宮里祐司）

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成28年第4回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後3時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎